

---

# 宮若市次世代育成支援行動計画

---

平成19年3月

福岡県宮若市



## はじめに

近年、全国的に急速な少子化が進むとともに、家庭及び地域を取り巻く環境は大きく変化してきております。このため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成を目的に、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

この中で、市町村においては、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、職業生活と家庭生活との両立の推進等を踏まえた次世代育成支援対策の実施に関する市町村行動計画を策定することが定められています。

合併前の宮田町、若宮町におきましても、住民の意見を反映させた次世代育成支援対策を推進するためにそれぞれ平成16年度に「次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、子育てアンケートによる現状を踏まえ、子育てに関する事業等についての意見交換を重ね、「宮田町次世代育成支援行動計画」、「若宮町次世代育成支援行動計画」を策定しております。

この度、宮若市におきましては、この両町の次世代育成支援行動計画をまとめた「宮若市次世代育成支援行動計画」を策定いたしました。

この計画を実現するためには、行政、関係団体、企業、地域、家庭がそれぞれ相互に連携しなければならないと考えております。今後は、基本理念である『すべての子どもの笑顔のために みんなで支える子育てのまち』の実現にむけて、この計画を推進していきたいと考えております。

平成19年3月

宮若市長 有吉 哲信

# 目 次

## 第1章 総論

1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画期間	4
4. 子どもを取り巻く現状	5
(1) 総人口の推移	5
(2) 年齢3区分別人口	5
(3) 児童人口	6
(4) 出生数	7
(5) 世帯の動向	8
(6) 児童関連施設の状況	9
① 認可保育所	9
② 幼稚園の状況	10
③ 認可外保育等の実績	11
④ 小・中学校の状況	11
⑤ 学童保育の状況	13
(7) 児童施設・公園等の状況	14
5. 計画の基本的な考え方	14

## 第2章 各論

基本目標1. 地域における子育ての支援	18
主要課題(1) 地域における子育て支援サービスの充実	18
主要課題(2) 保育サービスの充実	20
主要課題(3) 子育て支援のネットワークづくり	22
主要課題(4) 児童の健全育成	24
基本目標2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	27
主要課題(1) 子どもや母親の健康の確保	27
主要課題(2) 「食育」の推進	30
主要課題(3) 思春期保健対策の充実	32
主要課題(4) 小児医療の充実	33

基本目標 3. 子どもの心身の健やかな成長に資する	
	教育環境の整備 …… 34
主要課題 (1) 次代の親の育成 ……	34
主要課題 (2) 子どもの生きる力の育成に向けた	
学校の教育環境等の整備 ……	35
主要課題 (3) 家庭や地域の教育力の向上 ……	38
主要課題 (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 ……	40
基本目標 4. 子育てを支援する生活環境の整備 ……	41
主要課題 (1) 良好な住宅の確保 ……	41
主要課題 (2) 良好な居住環境の確保 ……	42
主要課題 (3) 安全な道路交通環境の整備 ……	42
主要課題 (4) 安心して外出できる環境の整備 ……	43
主要課題 (5) 安全・安心まちづくりの推進等 ……	44
基本目標 5. 職業生活と家庭生活との両立の推進 ……	45
主要課題 (1) 多様な働き方の実現及び男女が協力しあう	
働き方の見直し等 ……	45
基本目標 6. 子ども等の安全の確保 ……	47
主要課題 (1) 子ども交通安全を確保するための	
活動の推進 ……	47
主要課題 (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ……	48
主要課題 (3) 被害に遭った子どもの保護の推進 ……	50
基本目標 7. 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進 ……	51
主要課題 (1) 児童虐待防止対策の充実 ……	51
主要課題 (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進 ……	52
主要課題 (3) 障害児施策の充実 ……	53

### 第3章 重点項目

1. 重点項目と整備目標一覧 ……	57
2. 事業別の現状及び目標 ……	58
(1) 通常保育事業 ……	58
(2) 延長保育事業 ……	58
(3) 休日保育事業 ……	59
(4) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ……	59
(5) 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育） ……	60
(6) 一時保育事業 ……	60
(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ） ……	61
(8) 地域子育て支援センター事業、つどいの広場事業 ……	61

## 第4章 推進体制

1. 施策の推進 ..... 65
2. 計画の実施状況の公表 ..... 65
3. 計画の見直し ..... 65

### 関連資料

- 次世代育成支援対策推進法 ..... 69
- 宮若市次世代育成支援行動計画策定関係課係名 ..... 77

# 第1章 総論



## 1. 計画策定の趣旨

わが国では近年少子高齢化が急速に進行しており、政府においては、中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針である「少子化対策推進基本方針」（平成11年12月17日少子化対策推進関係閣僚会議決定）、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」（平成11年12月19日大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣合意）、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」（平成13年7月6日閣議決定）に基づく「待機児童ゼロ作戦」等により、子育てと仕事の両立支援を中心として、子どもを産み育てやすいようにするための環境整備に力点を置いて様々な対策が実施されてきました。

しかしながら、その後もわが国における少子化は依然として進行しており、この傾向は今後国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えると考えられることから、改めて国、地方公共団体、企業等が一体となって、従来の取り組みに加え、もう一段の対策を進める必要があると判断されました。

こうした観点から、平成14年9月には、厚生労働省において「少子化対策プラスワン」が取りまとめられ、保育に関する施策など「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従来の取り組みに加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という四つの柱に沿って、総合的な取り組みを推進することとなりました。

また、これを踏まえ、平成15年3月には、少子化対策推進関係閣僚会議において、政府における「次世代育成支援に関する当面の取組方針」がまとめられ、あわせて、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取り組みを促進するための「次世代育成支援対策推進法案」及び地域における子育て支援の強化を図るための「児童福祉法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、同年7月に成立しました。

同法の成立により、市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立支援等について、目標及び目標達成のために講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定することが義務づけられました。

本市では、同法に示される父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならないとする行動計画の策定指針のもとに、平成16年度に策定した旧宮田町の「宮田町次世代育成支援行動計画（前期計画）」と旧若宮町の「若宮町次世代育成支援行動計画（前期計画）」を一つにまとめた「宮若市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定しました。



## 2. 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画として策定しました。

同法では、地方公共団体及び事業主（国及び地方公共団体の機関等を含む。）は、行動計画策定指針に即して、次世代育成支援対策のための10年間の集中的・計画的な取り組みを推進するため、それぞれ行動計画を策定し、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標、実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期等を定めるものとされています。

## 3. 計画期間

次世代育成支援対策のための10年間の集中的・計画的な取り組みを推進するための計画として、前期計画は平成16年度中に5年を1期として策定し、平成17～21年度を計画期間とします。

本計画は、旧宮田町、旧若宮町の前期計画をまとめ、平成19～21年度を計画期間としています。

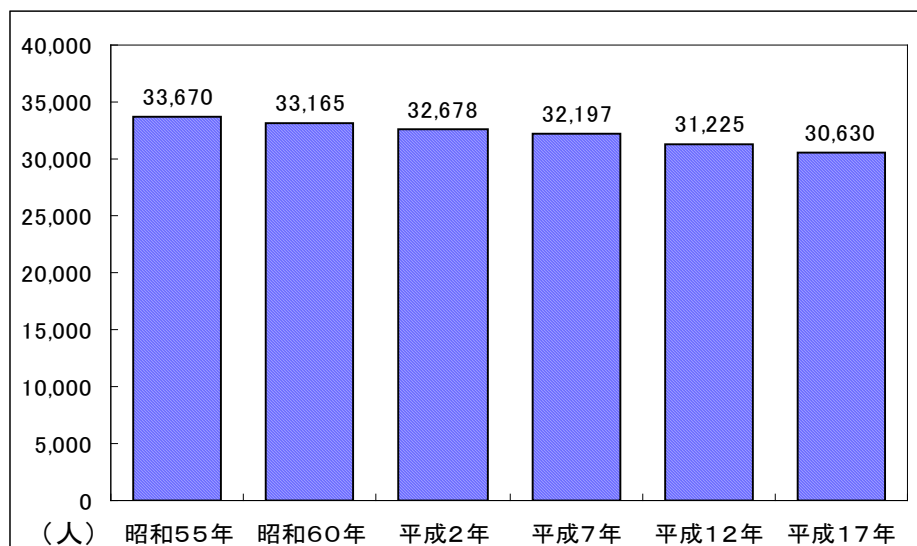
平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
旧宮田町計画期間（前期計画） 旧若宮町計画期間（前期計画）									
		本計画期間（前期計画）							
			適宜見直し		次期計画期間（後期計画）				

## 4. 子どもを取り巻く現状

### (1) 総人口の推移

総人口は、昭和60年以降減少傾向にあります。

■宮若市の総人口の推移

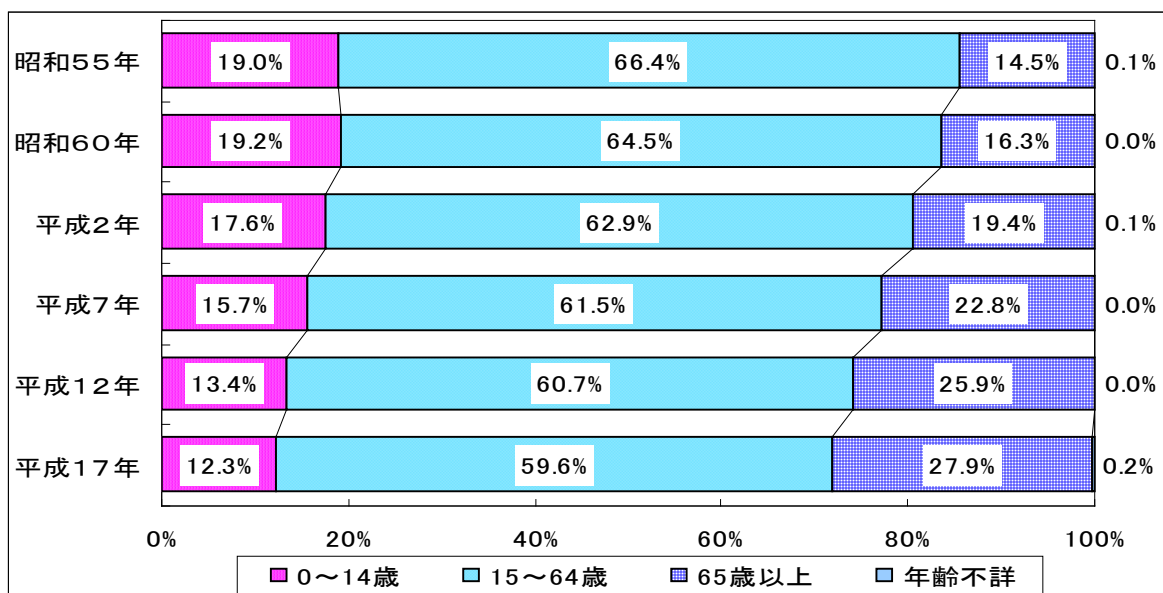


資料：国勢調査

### (2) 年齢3区分別人口

人口の推移を年齢3区分（年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢人口（65歳以上））別にみると、年少人口の割合が年々低くなる一方で高齢人口の割合は高くなっており、少子高齢化が進んでいます。

年齢3区分別人口割合の推移

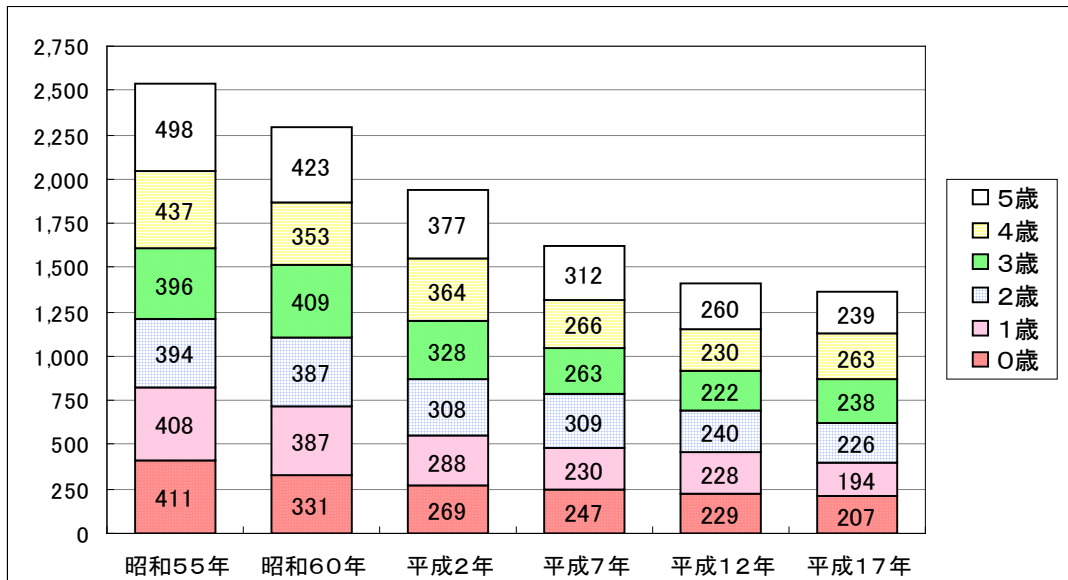


資料：国勢調査

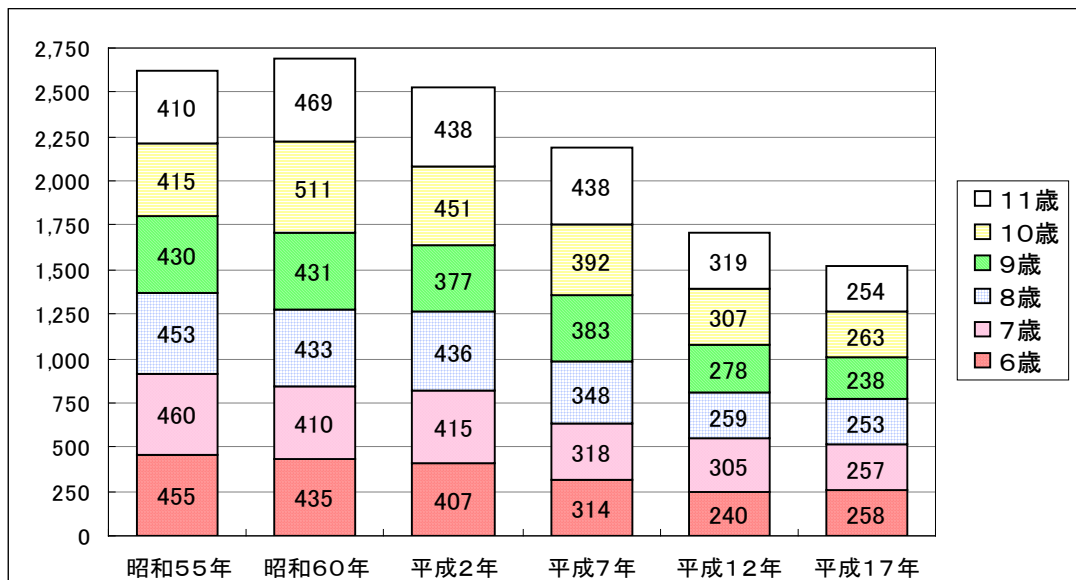
(3) 児童人口

児童人口の推移をみると、就学前児童（0歳～5歳）、小学生（6歳～11歳）のいずれも年々減少傾向にあります。

■ 児童人口の推移（0～5歳） ■



■ 児童人口の推移（6～11歳） ■

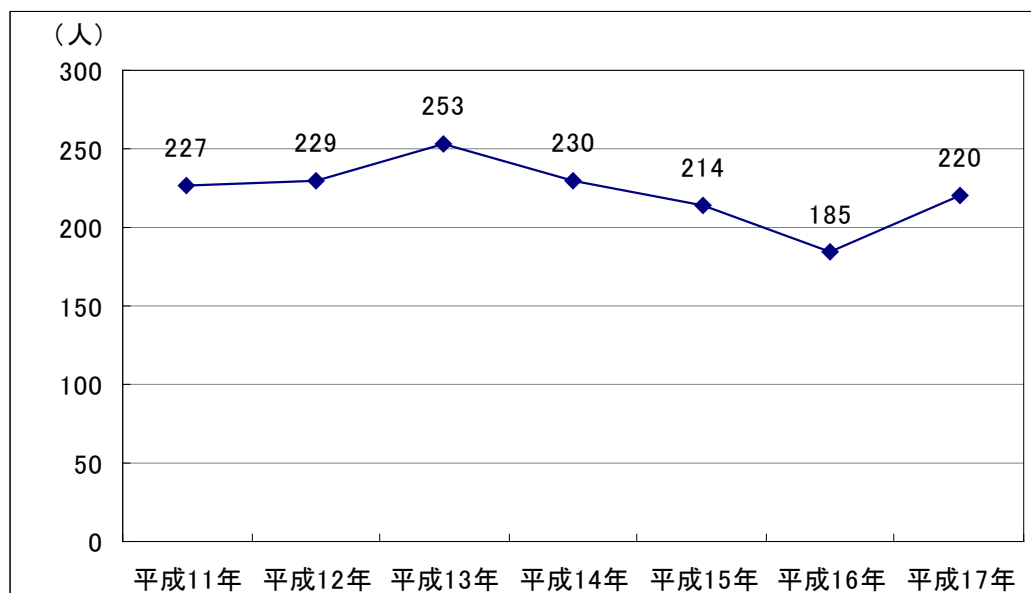


資料：国勢調査

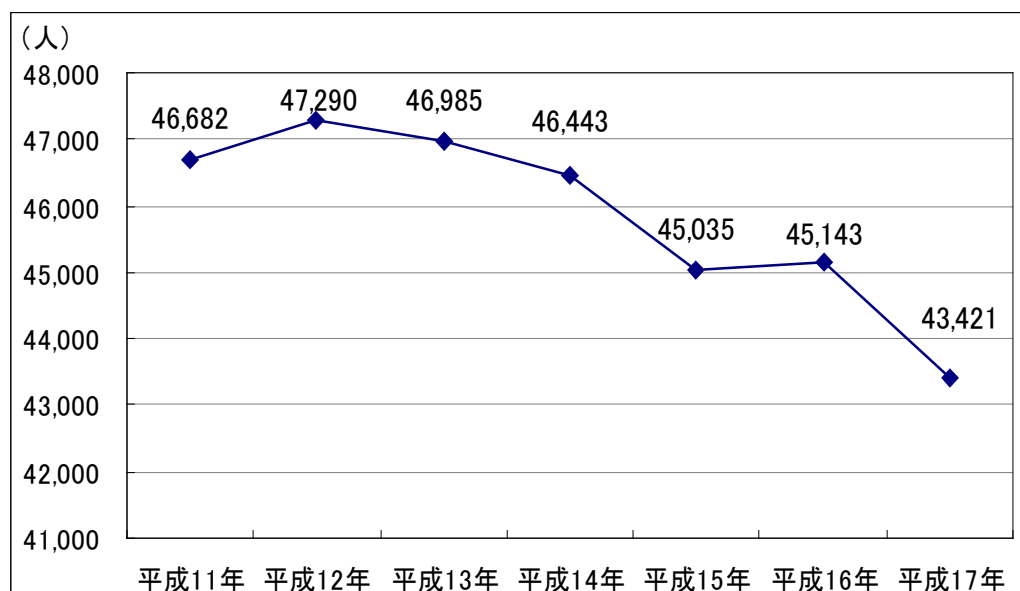
(4) 出生数

本市の出生数は、平成13年より減少を続けていましたが、平成17年には増加に転じています。

■出生数の推移（宮若市）■



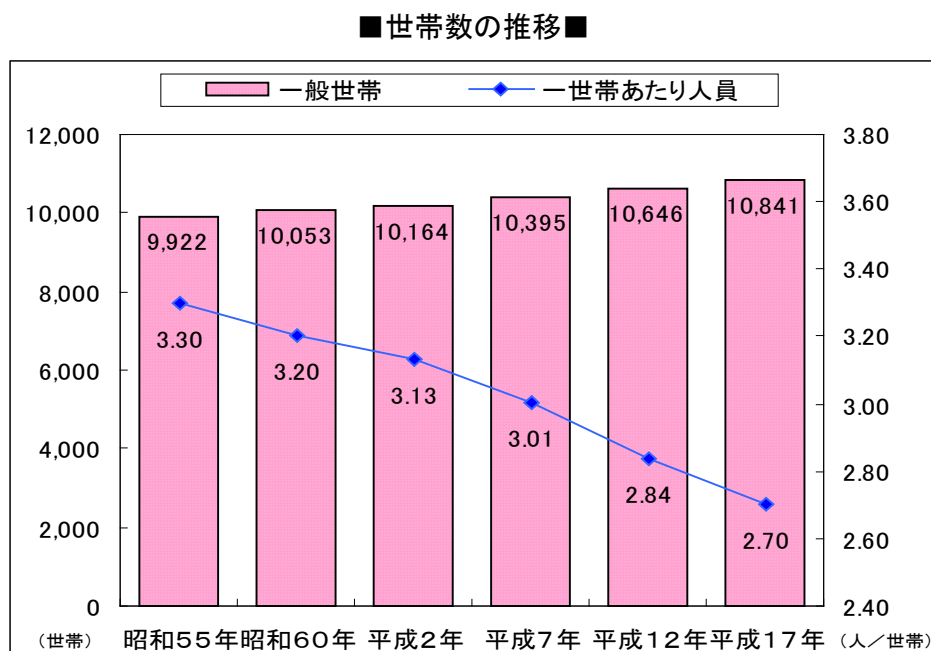
■出生数の推移（福岡県）■



資料：保健統計年報

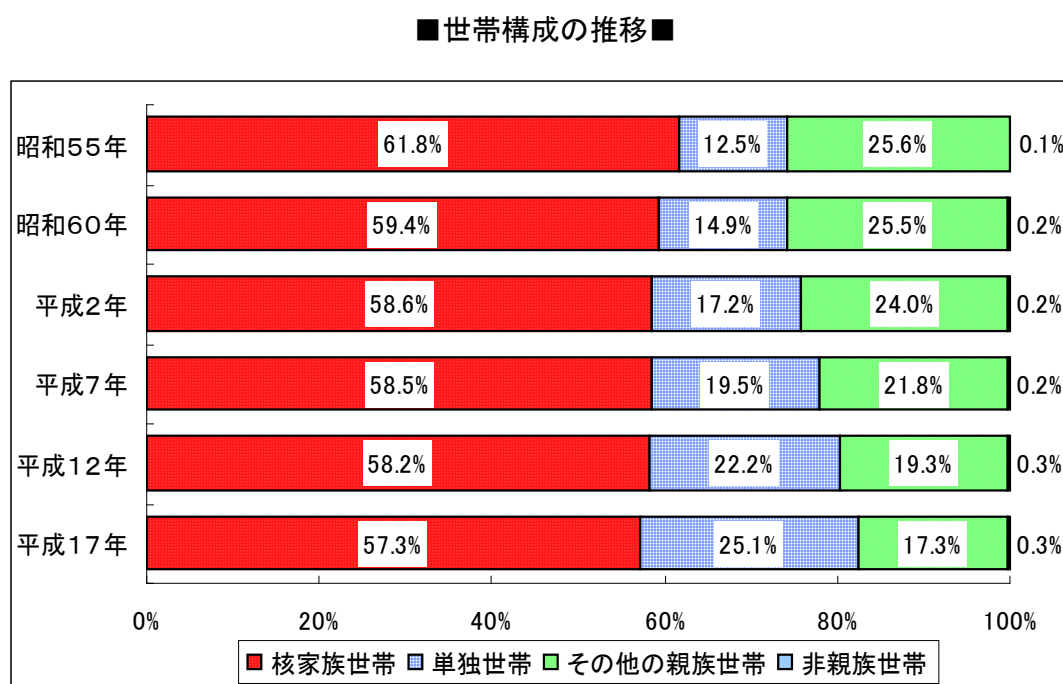
(5) 世帯の動向

世帯数は年々増加していますが、その一方で1世帯あたりの人員数は減少傾向にあります。



資料：国勢調査

世帯構成の推移をみると、核家族世帯とその他の親族世帯では割合が減少しており、この一方で単独世帯の割合は年々増加の傾向にあります。



資料：国勢調査

(6) 児童関連施設の状況

①認可保育所

市内には、平成 17 年 4 月現在で 3 か所の市立認可保育所と 1 か所の私立認可保育所があります。保育所入所児童数は年々増加しており、平成 16 年度に第二保育所（60 人→80 人）、第三保育所（45 人→70 人）、福丸保育園（90 人→120 人）の定員を拡大しました。

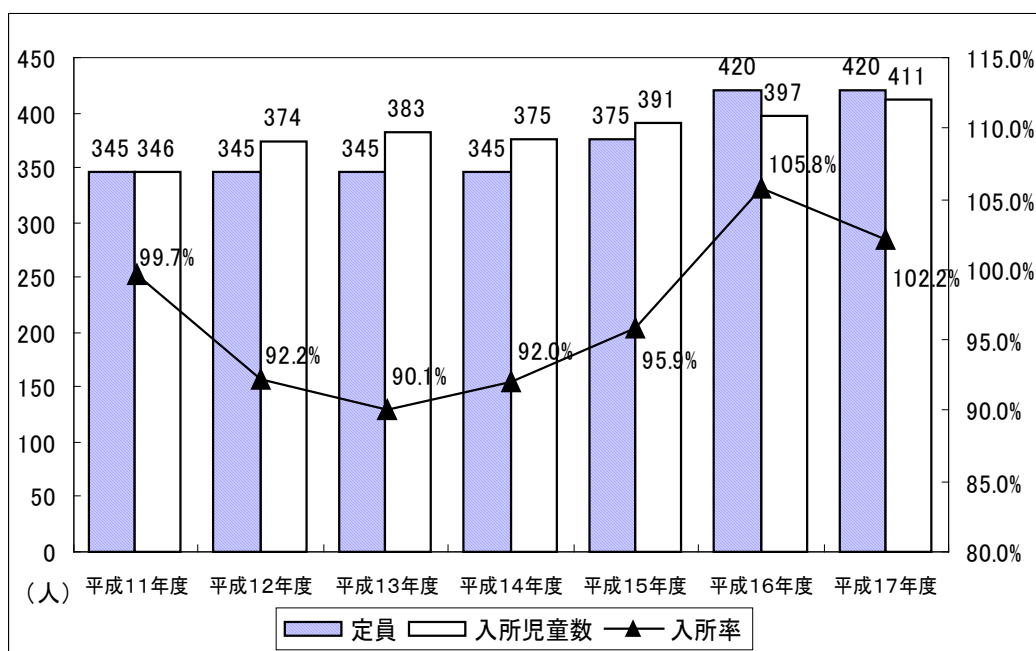
平成 17 年 4 月 1 日現在

区分	保育所名	所在地	定員	入所児童数	
市内	公立	第1保育所	宮田123-1	150	158
	公立	第2保育所	磯光1610-1	80	79
	公立	第3保育所	磯光565	70	75
	私立	福丸保育園	福丸504	120	99
	計			420	411
市外	公立	—	—	—	10
	私立	—	—	—	70
	計				80
合計				484	

資料：人権福祉課

■ 認可保育所の入所定員・入所児童数・入所率の推移 ■

各年 4 月 1 日現在



資料：人権福祉課

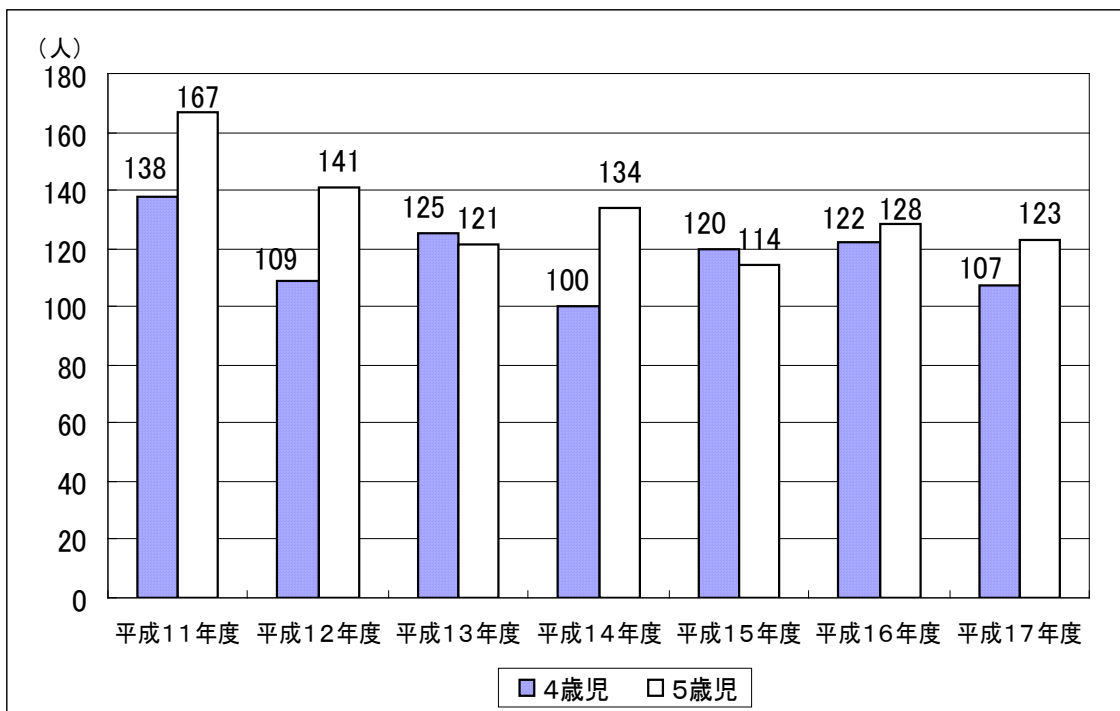
②幼稚園の状況

市内の幼稚園はすべて公立で7か所設置されています。

区分	幼稚園名	所在地	開設年月	定員	入所児童数	開所時間
公立	宮田南幼稚園	宮田 3461	S51. 4	70	38	9:00~14:30
公立	宮田北幼稚園	龍徳 1464	S30. 5	140	14	9:00~14:30
公立	宮田東幼稚園	磯光 551	S49. 4	70	24	9:00~14:30
公立	緑ヶ丘幼稚園	磯光 1888-6	S50. 4	70	26	9:00~14:30
公立	笠松幼稚園	下有木 837	S32. 10	70	28	9:00~14:30
公立	若宮幼稚園	竹原 5-1	S48. 4	140	78	9:00~13:40
公立	吉川幼稚園	脇田 395-1	S48. 4	70	22	9:00~14:30
計				630	230	

資料：教育委員会（平成17年度実績）

■幼稚園の園児数の推移■



資料：教育委員会

### ③認可外保育等の実績

平成18年3月31日現在

形態	名称	所在地	開設年月	定員(人)	利用児童数(人)	開所時間
院内保育施設	ひよこ保育園	本城 宮田病院内	H7.4	20	26	24時間

資料：人権福祉課

### ④小・中学校の状況

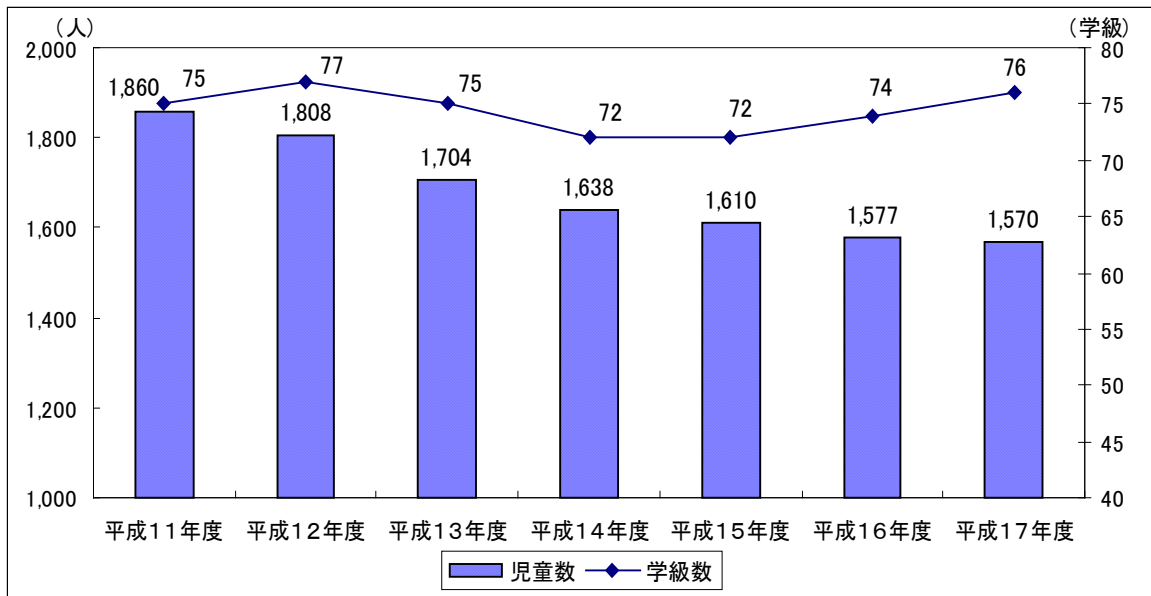
市内の小・中学校はすべて公立で、小学校10校、中学校は4校あります。

	区分	名称	所在地	学級数	在校児童数(人)
小学校	公立	宮田南小学校	宮田 3461	13	317
	公立	宮田北小学校	龍徳 1464	9	211
	公立	宮田東小学校	磯光 573	8	214
	公立	宮田小学校	磯光 1888-6	7	184
	公立	笠松小学校	下有木 837	6	146
	公立	若宮小学校	福丸 304-1	9	224
	公立	山口小学校	山口 2580	6	52
	公立	若宮西小学校	宮永 11-1	7	86
	公立	吉川小学校	脇田 394-1	6	128
	公立	若宮南小学校	三ヶ畑 420	5	8
	計			76	1,570
中学校	公立	宮田中学校	宮田 4705	10	279
	公立	宮田光陵中学校	磯光 1317-1	7	227
	公立	宮田西中学校	芹田9	3	76
	公立	若宮中学校	金丸 773-1	10	274
		計			30

資料：教育委員会（平成17年度実績）

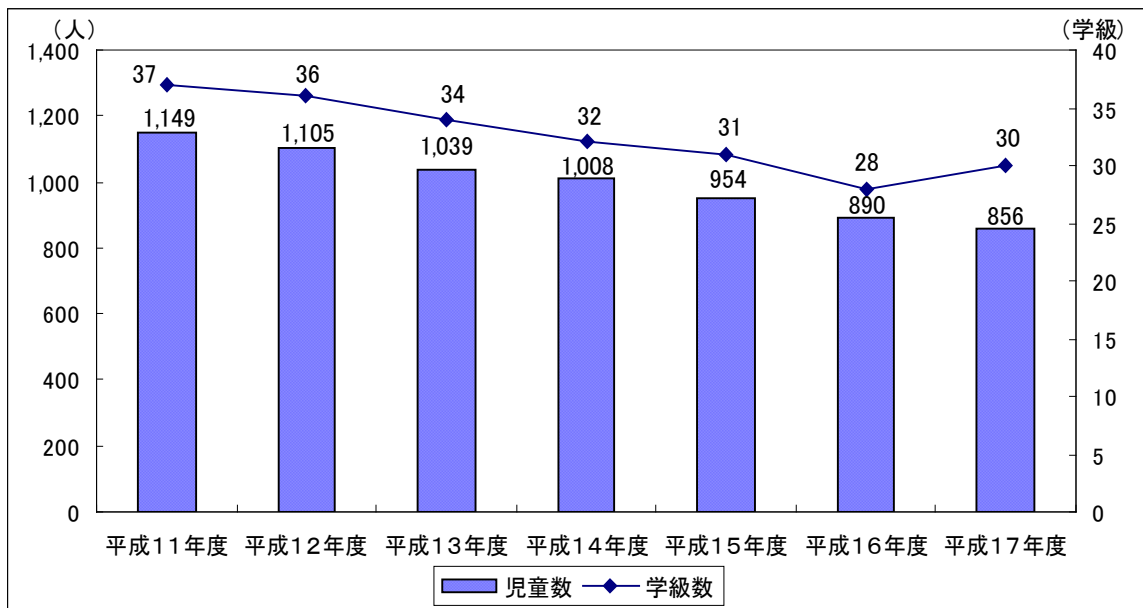


■小学校の在校児童数の推移■



資料：教育委員会

■中学校の在校生徒数の推移■



資料：教育委員会



### ⑤学童保育の状況

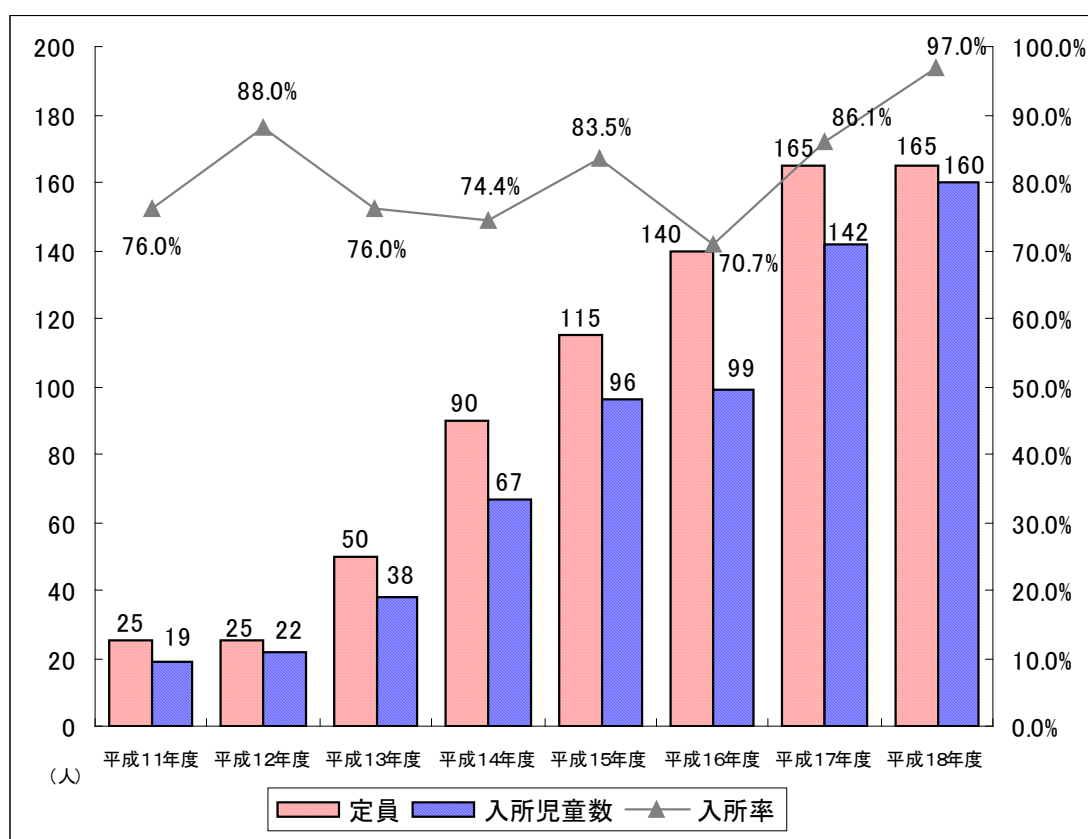
本市では、6か所で学童保育が実施されています。

平成18年4月1日現在

名称	所在地	開設年月	職員数(人)	定員(人)	在席児童数(人)	実施時間
宮田南学童	南小学校空き教室	H9. 4	5	25	30	下校～18:00
宮田北学童	北幼稚園空き教室	H13. 10	3	25	21	下校～18:00
宮田学童	宮田小学校空き教室	H15. 4	3	25	31	下校～18:00
宮田東学童	東小学校ランチルーム	H16. 4	3	25	38	下校～18:00
笠松学童	上有木公民館	H17. 4	3	25	10	下校～18:00
若宮学童	若宮小学校空き教室	H14. 4	3	40	30	下校～18:30
計				165	160	

資料：人権福祉課

■学童保育の在籍児童数の推移■



資料：人権福祉課

(7) 児童施設・公園等の状況

本市には児童公園が1か所あります。

■宮若市の公園■

名称	所在地	面積(m <sup>2</sup> )
桐野児童遊園	宮田94番地	1,738.00
計		1,738.00

資料：人権福祉課

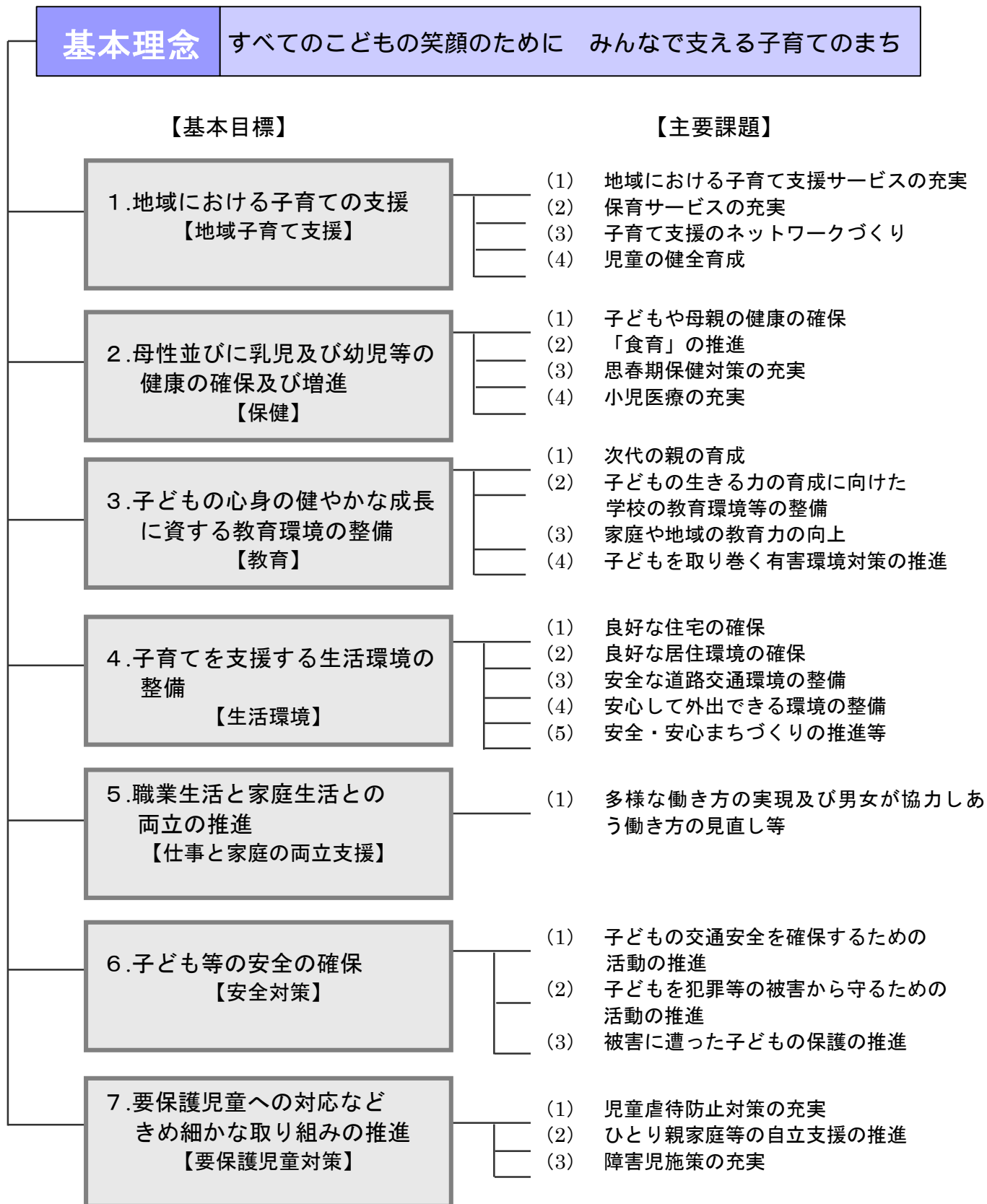
5. 計画の基本的な考え方

今回策定する「宮若市次世代育成支援行動計画」は、旧宮田町の「宮田町次世代育成支援行動計画」と旧若宮町の「若宮町次世代育成支援行動計画」をひとつにまとめた児童育成に関する計画です。市町村計画の策定にあたっては国から策定指針が示されていることから、基本的にはこれに即した基本目標、主要課題を設定します。

なお、本計画で目指すべき市の姿を示す基本理念については、今後の宮若市における子育て支援のありかたとして、計画の策定に先立って実施された調査結果や庁内会議及び地域協議会から出された要望や課題等を取りまとめ、新市の状況を勘案し、①重点項目を中心とした目標事業量の達成、②各種事業の連携強化、③子育てを行なうすべての家庭への情報提供・相談体制の強化、④町の特性を活かした地域全体での子育て支援の実現を盛り込んだものとします。

これらの考え方をもとに、宮若市次世代育成支援行動計画における基本理念を『**すべてのこどもの笑顔のために みんなで支える子育てのまち**』として定めます。

■ 計画の体系



## 第2章 各論



## 基本目標 1 地域における子育ての支援

### ■主要課題（1）地域における子育て支援サービスの充実

#### 【現状と課題】

近年、家族形態や個人のライフスタイルの変化、就労形態の多様化などに伴い、子育てについても多様な支援が必要となっています。

宮若市において実施されている子育て支援サービスについても、平成16年に旧宮田町、旧若宮町で実施した「次世代育成支援行動計画実態調査」を始めとして、地域住民のニーズを十分に把握したうえで子育て家庭に対するサービスの展開を検討していく必要があります。また、子育て支援の推進にあたっては、様々な事業の展開や人材の育成などを進めていくために中心となる拠点施設等の整備について、関係機関との調整を行いながら、検討していく必要があります。

#### 【施策の方向性】

#### ①子育て支援サービスの充実

事業名	事業概要	目標	担当課
放課後児童健全育成事業 【重点項目】	保護者の勤務等の都合により、自宅で児童を監護する人がいない小学校低学年児童を対象に、授業終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図ることを目的とした事業です。運営は宮若市社会福祉協議会及び若宮学童保育所保護者会に委託しています。	今後は、本計画中で設定された目標事業量の達成に向け、整備を進めていきます。 また、運営方法、施設整備等を検討していきます。	人権福祉課
乳幼児健康支援一時預かり事業 【重点項目】	病気回復期にある乳幼児を保育所・病院等において保育する事業です。	今後は、本計画に設定した目標事業量にある事業実施に向けた取り組みを進めていきます。	人権福祉課
一時保育事業 【重点項目】	普段家庭において児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に、一般的に認可保育所で児童を保育します。	今後は、本計画で設定した目標事業量の達成に向け、取り組みを進めていきます。	人権福祉課
子育て短期支援事業（ショートステイ） 【重点項目】	保護者が病気になった場合等に、児童福祉施設等において短期間（1週間程度）児童を預かる事業です。	今後は、本計画で設定した目標事業量にある事業実施に向けた取り組みを進めていきます。	人権福祉課

事業名	事業概要	目標	担当課
地域子育て支援センター事業 【重点項目】	地域の子育てに悩む母親の情報交換の場、サークル活動の援助、育児相談、講演会、セミナーなどを行い、育児への援助を行う事業です。	今後は、本計画で設定した目標事業量にある事業実施に向けた取り組みを進めていきます。	人権福祉課
つどいの広場事業【重点項目】	主に乳幼児（0～3歳）をもつ親とその子どもが気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることや、ボランティアを活用しての育児相談を行う場です。	今後は、本計画で設定した目標事業量にある事業実施に向けた取り組みを進めていきます。	人権福祉課
（仮称）宮若市総合保健福祉センター整備	新市建設計画において、市役所を中心とした地域に、総合保健福祉センターを整備することとしています。 なお、旧宮田町において、平成16年3月に整備基本計画（第1期）を策定しており、「健康づくり部門」「老人福祉部門」「児童福祉・母子福祉部門」「障害者福祉部門」「管理共通部門」から構成する施設整備を計画しています。	「健康づくり部門」においては、乳幼児の健康診査や健康相談等を実施する場として、「児童福祉・母子福祉部門」においては、利用者相互の交流によって、子育て等の相談や仲間づくり等を進める施設として、子育て相談室、多目的ホール（交流等）等の整備に取り組みます。	健康増進課 人権福祉課
託児ボランティア養成講座	託児ボランティア養成講座を実施し、受講修了者で託児サービスグループを結成・活動しています。	スタッフの研修等側面的支援を行っていきます。	社会教育課



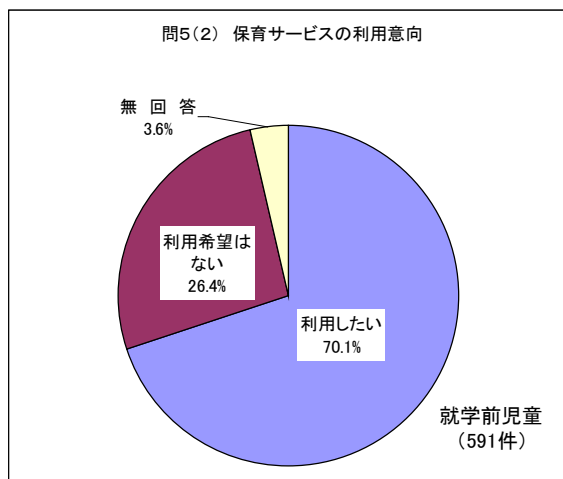


■主要課題（2）保育サービスの充実

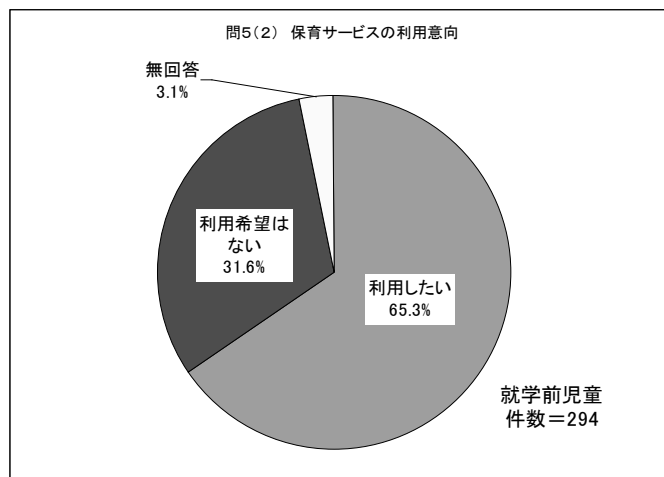
【現状と課題】

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備することが必要です。これを充実していくためには、延長保育、一時保育、休日保育、夜間保育等の多様な保育需要に応じて、広く住民が利用しやすい内容で提供されることが重要になります。また、老朽化した施設の整備、総合施設（認定こども園）の整備計画の策定等、計画的に施設整備を進めることも必要です。平成16年に実施した「次世代育成支援行動計画実態調査」においては、特定保育事業を中心とした保育サービスに対する住民ニーズの把握を行い、本計画の中では旧両町の実態を踏まえ、将来的な目標事業量を設定しています。今後はこの目標の達成に向けて具体的な取り組みを進めていくとともに、その推進にあたっては、サービスの内容が真に住民の子育てに資するものとなるよう配慮していくことが重要になります。

■保育サービスの利用意向■



資料：平成16年宮田町次世代育成支援行動計画実態調査



資料：平成16年若宮町次世代育成支援行動計画実態調査

## 【施策の方向性】

## ①保育サービスの充実

事業名	事業概要	目標	担当課
通常保育事業 【重点項目】	保護者が日中就労等のために保育ができない児童を認可保育所で保育する事業です。	<p>保育所入所児童は年々増加しており、宮若市内の保育所では平成15年度、平成16年度に定員を拡大しました。</p> <p>児童数の増加、保育事業の実施に伴い必要な保育士数も増加しており、その確保が困難な状況です。</p> <p>今後は本計画で設定した目標事業量の達成に向けて整備を進めていきます。</p> <p>保育所の施設整備は、老朽化が進んでおり、計画的に実施します。また、幼保一元化施設（認定こども園）の設置に向けて整備計画の策定を行い、保育サービス、就学前教育の充実を図ります。</p>	人権福祉課 学校教育課
延長保育事業 【重点項目】	保護者の就労形態の変化等に伴う保育ニーズの多様化への対応のため、認可保育所において通常の保育時間を延長して保育を行う事業です。	<p>現在1時間延長を行っていますが、さらに延長を望む人もあり、今後保育所と協議を図りながら、本計画中で設定された目標事業量の達成に向けた整備を進めていきます。</p>	人権福祉課
一時保育事業 【重点目標】	普段家庭において児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所で児童を保育する事業です。	<p>平成19年度より市内の保育所と協議を行いながら、本計画中で設定された目標事業量の達成に向けて実施いたします。</p>	人権福祉課



## ■主要課題（3）子育て支援のネットワークづくり

### 【現状と課題】

子育て家庭に対してきめ細かな子育て支援サービス、保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成を促進していくことが望まれます。

また、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めていくことが必要です。

### 【施策の方向性】

#### ①地域における子育て支援活動の推進

事業名	事業概要	目標	担当課
子育てサロン 「ちびっこ広場」	親子参加の交流の場として毎週火・金曜日に開設しています。企画・運営は子育て中のボランティアスタッフ（8名）が交代あたり、社会教育課の地域活動指導員が指導にあたっています。講演会・よみきかせ・誕生会などの催しを行い、会報も発行しています。 対象者：0～4歳の乳幼児と保護者 参加者数：1日20名前後 約140名登録	次代につなぐためのスタッフの育成をめざしていきます。また、将来的に自主運営できるよう側面的支援を行なっていきます。	社会教育課
子育てサロン 「わいわいクラブ」	未就学児をもつ親が、子育てを通じて仲間をつくり、様々な情報を得たり子育ての悩みを解消することを目的に毎月第2、4火曜日に開設しています。企画、運営などについてはボランティアスタッフが行なっています。	将来的に自主運営できるよう側面的支援を行なっていきます。	社会教育課
わんぱくランド 「いるかぐみ」	3歳児の知能や体力の発達を促すことを目的に、6～3月の毎週木曜日に吉川幼稚園で開設しています。企画・運営はボランティアスタッフ（8名）があたり、地域活動指導員が指導にあたっています。家庭で体験できにくい多くの友達との関り・外遊び・道具を使った遊び等を親から離して行っています。 対象者：3歳児25名	翌年につなぐためのスタッフの育成をめざしていきます。	社会教育課

事業名	事業概要	目標	担当課
<p>子育てネットワーク 「つくしんぼ」</p>	<p>子育てについて語り合い学習や、子どもとのレクリエーション、会員同士の子育ての意見交換や、子ども用品の交換等の場所の提供、また、講演会や会報などで子育てに関する知識や情報の提供を行っています。</p>	<p>設立後、当初会員の子が小学生・中学生となり、子どもの年齢層が広がってきているので、定例会や講演会等を年齢階層に分けての実施を検討していきます。 会費が主な収入源であり、充実した事業を行うための活動のあり方等検討が必要です。</p>	<p>人権福祉課</p>
<p>関係各課の連携強化</p>	<p>現在本市では、子育て支援に関連する各種施策について、人権福祉課、健康増進課、社会教育課が、福祉・保健・生涯学習の視点から、それぞれ独自に事業を展開しています。</p>	<p>今後は、次世代育成支援の観点から各課の連携を強化し、事業内容の調整や共同実施などを行い、市民に分かりやすく、参加しやすい事業の実施を目指していきます。 また、こうした子育て支援に関する市の事業については、冊子等の作成・配布により、広く住民へ広報することも検討していきます。</p>	<p>人権福祉課 健康増進課 社会教育課</p>

## ■主要課題（４）児童の健全育成

### 【現状と課題】

近年の児童数の減少や家庭環境等の変化が、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響をもたらすと考えられます。そのため児童の健全育成に向けた取り組みのひとつとして、地域において児童が自主的に参加する行事や、安全に過ごすことのできる居場所づくりの推進が必要であると考えられます。

このほかにも、児童の健全育成を図る上で重要なこととして、本の読み聞かせやセミナーの開催など親子のふれあいの機会の提供、活動拠点への積極的な受け入れと活動の展開、自然体験活動を始めとする様々な体験活動の機会の提供等を図るとともに、その担い手となる民生委員・児童委員、子育てに関する活動を行うNPO、地域ボランティア等の活用を進めていくことが望まれます。

### 【施策の方向性】

#### ①交流・体験活動の促進

事業名	事業概要	目標	担当課
学校週5日制事業	子ども達の体験活動の機会を提供する事業を推進するため学校休業日（主に土曜日）を活用し、地域の小学生、中学生を対象に社会体験や自然体験などの様々な活動を経験させ、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」を育むことを目的とするものです。 【平成18年度実績（見込）】 ・活動数：3事業 （生活体験、自然体験など） ・参加者：225人（子どものみ）	現状では行政主体となっている面もあり、地域との連携を図るとともに、地域の高校ボランティアなどの育成を図りながら、子ども達による企画・実施を目指すとともに、異年齢間の交流を推進します。	社会教育課
みやわか子どもまつり	年に1度の子ども達のイベントとして、遊びながら学ぶことを目的に、子ども達が自由に発想し、運営する「子ども自由ひろば」や「ミニ科学館」「ゲームコーナー」などを開催しています。 【平成18年度実績】 ・来場者 約2,000人	子ども達を企画段階から参加させ、自主運営する「子ども自由広場」の参加数を増やし、子ども達の自主性や協調性を引き出せるような場にしていきます。	社会教育課

事業名	事業概要	目標	担当課
通学合宿	子ども達に必要な基本的な生活習慣や直接体験を仲間との生活の中で経験させることで、子どもの自主性・主体性を伸ばさせる通学合宿を行い、子ども達にとって体験活動の重要性を探るとともに、家庭や地域の教育力の充実方策を行ないます。 【平成18年度実績（見込）】 実績なし	行政主体ではなく、地域社会が自主的に行なう体制を確立し、社会教育施設や地域の公民館等で実施できるよう推進を図ります。	社会教育課
春休み・夏休み 寺子屋	春休みの3日間、小学生対象に、勉強・料理教室・囲碁教室・英語教室・卓球・サッカーなどの体験活動を行っています。指導はボランティアスタッフと地域活動指導員があたります。 参加者：計60名 夏休み 3日間×4コース 勉強・パソコン・ドッジビー・料理教室・合唱・老人クラブとの交流（昔遊び）などの体験活動を行っています。 参加者：計88名	普段学校や家庭で体験できない学習の場づくりを念頭に、より地域の方々のサポートを得られる体制作りをめざします。	社会教育課

## ②子どもの居場所づくり

事業名	事業概要	目標	担当課
わいわいサークル活動	青少年の問題行動の深刻化や地域や家庭教育力の低下等の緊急課題に対応し、心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、子ども達の居場所を整備し、学校休業日における様々な体験活動や住民との交流活動を支援します。 【平成18年度実績（見込）】 教室数：6教室 （バレーボール、将棋教室等） ・参加者数 188人 ・地域ボランティア 30人	学校休業日に様々な体験活動を継続して実施していきます。	社会教育課
放課後寺子屋	放課後の子どもの居場所づくりを目的に毎週、水・金曜日午後3時30分～6時（冬場は5時30分）に開設しています。 水曜日は、バスケット、外遊びなどの体験学習を、金曜日は講師を招いての習字教室を行っています。指導は、地域のボランティア2名があたっています。また、月1回土曜日に七夕祭りや、クリスマス会などのイベントを行い、親同士の交流も図っています。	異年齢交流の機会を増やし、プレイパークを設置することで子どもたちが主体的に自分の責任で遊ぶ空間を作っていく、また、親特に父親が参加できるような体験学習の機会も増やしていきます。	社会教育課

## ③児童健全育成事業の促進

事業名	事業概要	目標	担当課
ブックスタート (本の読み聞かせ) 事業	明日を担う子ども達を心豊かに育み、「夢と希望のある元気なまちづくり」を推進することを目的に「乳幼児健診」に参加した親子に「絵本」「おすすめ絵本のリスト」「コットンバッグ」などを無料配布し、図書司書、保健師、その他ボランティアにより赤ちゃんと本を読む楽しさや方法などについての説明や本の読み聞かせ会を実施し子育て中に絵本を取り入れることを支援しています。 また、幼稚園・小学校を中心に本の読み聞かせ活動も実施しています。	幼児期における親子のふれあい、図書に対する理解を深め、親子による読み聞かせ等のボランティアについても増員し、また、活動についても地域へと広げると共に図書館を核とした生涯学習施設の整備に取り組めます。	社会教育課
少年の主張大会	「全国青少年健全育成強調月間(11月)」に合わせ、住民の青少年健全育成に関する理解を深めるため、市内の小学5年生～中学3年生の代表により作文の発表を行なっています。 【平成18年度実績(見込)】 ・発表者：14名(各校1名) ・聴衆：約200人	継続して開催していきます	社会教育課
青少年健全育成講演会	「全国青少年健全育成強調月間(11月)」に合わせ、住民の青少年健全育成に関する理解を深めるため、地域の社会教育団体等及び子どもの保護者などを対象とした子育てのための講演会を実施する。	現在の青少年をめぐる犯罪やその背景から地域社会で青少年健全育成のあり方を考える必要があり今後も実施していきます。	社会教育課
放課後児童健全育成事業 【重点項目】 (再掲)	保護者の勤務等の都合により、自宅で児童を監護する人がいない小学校低学年児童を対象に、授業終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図ることを目的とした事業です。運営は宮若市社会福祉協議会、及び若宮が王道保育所保護者会に委託しています。	今後は、本計画中で設定された目標事業量の達成に向け、整備を進めていきます。 また、運営方法、施設整備等を検討していきます。	人権福祉課

## 基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

### ■主要課題（1）子どもや母親の健康の確保

#### 【現状と課題】

近年の核家族化の進行や、晩婚化、または社会環境の変化などから、妊娠・出産、子育てについて不安を抱く母親が多くなっています。このため、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問等の母子保健における健康診査、訪問指導、健康教育、保健相談、保健指導等の事業内容の充実が必要となります。

また、親の育児不安の解消を図るために、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導を充実するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ることが重要となっています。

#### 【施策の方向性】

##### ①母子保健事業の充実

事業名	事業概要	目標	担当課
母子健康手帳の交付	本市に住所を有し、妊娠届を提出した方に母子健康手帳を交付しています。また、交付時に母子健康手帳の使用方法等の説明を行い、母子保健事業の紹介を行っています。 【平成18年度実績（見込）】 ・母子手帳交付数：240	今後も継続していきます。	健康増進課
妊婦一般健康診査	本市に住所を有する妊婦を対象に、妊婦一般健康診査受診票2枚を交付し、健康診査の受診について勧奨しています。 【平成18年度実績（見込）】 ・1回目：受診者数 240名 ・2回目： 230名	妊婦及び児の障がい、流産、早産、妊娠中毒症等を予防し、健康な児を生まれてもらえるよう支援するためにも継続して実施していきます。	健康増進課
乳幼児健康相談	乳幼児を持つ親を対象に、保健師・助産師・栄養士による健康相談及び育児相談を、各保健センターにて毎月1回ずつ実施しています。 【平成18年度実績（見込）】 ・延人数：332名	乳幼児を持つ親に、より多く利用してもらうため、広報等による周知を図り、健康の保持・増進及び育児不安の解消に努めていきます。	健康増進課



基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

事業名	事業概要	目標	担当課
乳幼児発達相談	1歳6ヶ月・3歳児健診の結果や保護者の相談などから、発達異常等が疑われる幼児を対象に、臨床心理士による発達相談を年8回実施しています。 【平成18年実績（見込）】 ・延べ人数：15名	乳幼児の発達異常等を早期に発見し対応・支援するためにも、継続して実施します。	健康増進課
2歳児歯科検診	平成19年度より、満2歳児を対象に、2歳児歯科検診を年4回実施するよう予定しています。 歯科検診と歯科衛生士による歯の保健指導と、希望者にはフッ素塗布等を計画しています。	2歳児を持つ親に、より多く受診してもらうため、広報等による周知を図り、実施していきます。	健康増進課
乳幼児健診	4ヶ月・7ヶ月・12ヶ月児を対象に各保健センターにて毎月1回、1歳6ヶ月児・3歳児を対象に3ヶ月に1回健康診査を実施しています。 平成19年度からは実施場所を1箇所とし、4ヶ月児と7ヶ月・12ヶ月児を分けて毎月各1回、1歳6ヶ月児・3歳児健診は2ヶ月に1回実施します。 ○受診率 【平成18年度実績（見込）】 ・4ヶ月児 対象者228名 受診者210名 ・7ヶ月児 対象者225名 受診者193名 ・12ヶ月児 対象者224名 受診者188名 ・1歳6ヶ月児 対象者222名 受診者186名 ・3歳児 対象者234名 受診者181名	乳幼児の身体・精神面の異常等を早期に発見するためにも、継続して実施します。 また、未受診者等への受診勧奨を強化し、受診率の向上に努めていきます。	健康増進課

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

事業名		事業概要	目標	担当課
健康教育	歯の健康教育	乳幼児期は、歯の萌出から咀嚼機能の発達へとつながる重要な時期であるため、生後4ヶ月から小学校就学前の乳幼児とその親を対象に、歯科衛生士による子どもの歯の保健指導を年4回実施しています。 【平成18年度実績（見込）】 ・参加者数：50名	より多く参加してもらうために、事業内容の充実を図るとともに、広報等による周知の徹底を図り、育児不安等の解消に努めていきます。	健康増進課
	親子遊び教室	生後4ヶ月から小学校就学前の乳幼児とその親を対象に、毎月1回、幼児教育専門家による親子のふれあい教室を実施しています。 【平成18年度実績（見込）】 ・参加者数：493名		
妊産婦及び乳幼児訪問指導		妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進を図るとともに、子どもの健やかな成長を支援するために、対象者に電話連絡し、日程調整の上、保健師・助産師又は栄養士が訪問指導を実施しています。 【平成18年度実績（見込）】 ・妊産婦：延人員 0名 ・新生児：延人員 4名 ・乳児：延人員 10名 ・幼児：延人員 22名	個々の対象の特徴に応じ適時適切な指導を行い、次代を担う子ども達が心身ともに健やかに育つことができるよう努めていきます。	健康増進課

■主要課題（2）「食育」の推進

【現状と課題】

朝食欠食等の食習慣の乱れや、思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が子どもたちに生じています。この改善に向けて、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や、望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、公共施設の調理室等を活用した食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取り組みを進めることが必要です。

また、母性の健康の確保を図るために、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めることが必要となっています。

【施策の方向性】

①「食育」の推進

事業名	事業概要	目標	担当課
学校給食での食育の推進	<p>毎日の給食献立が「生きた教材」として活用できるよう、地元農産物を使用して、郷土料理、世界の料理、行事食、旬の食材を生かした季節の料理等の献立の作成に取り組んでいる。</p> <p>また、自己管理能力を身につけるためにセレクト給食や、自校方式ではバイキング給食を取り入れている。</p> <p>この他、児童生徒には、毎月の給食カレンダーと献立を生かした一口メモを毎日配布し、食に関する指導に役立てている。</p> <p>保護者に対しては、毎月一口メモを添えた献立表や給食だよりを配布している。</p> <p>また、学校の家庭科室等を利用して、給食試食会や料理講習会等において、栄養教諭や学校栄養職員が講話を行い、望ましい食生活の啓発に努めている。</p>	<p>「食育基本法」が制定され、食育が生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基礎となるものと位置付けられている。</p> <p>児童生徒に対する食育は、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものであることから、将来にわたっての実践を育成するために、生活習慣が固定化する前の早い段階からの指導が必要であり、繰り返し継続的な指導の必要性が求められている。</p> <p>今後も学校、家庭や地域等と連携を図り、多様な食の教育・事業内容の充実を図るよう努力する。</p>	学校給食課

基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

事業名	事業概要		担当課
離乳食教室	<p>生後 4 ヶ月から 15 ヶ月児をもつ親を対象に、月齢に応じた離乳食の進め方等についての講話を年 8 回実施しています。</p> <p>平成 19 年度は、離乳食の講話に加え調理実習とその試食を、毎月 1 回実施します。</p> <p>【平成 18 年度実績（見込）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者数：60 名</li> </ul>	<p>乳幼児期の食生活は一生を通しての健康の土台を作る時期にあり、将来の体格や体質、正しい食習慣の基礎となるため、健診や乳幼児健康相談等で事業周知を図り、乳幼児の健康の保持・増進に努めていきます。</p>	健康増進課
幼児食教室	<p>小学校就学前の乳幼児とその親を対象に、1 回の参加定員の上限を親子 10 組とし年 4 回実施しています。</p> <p>【平成 18 年度実績（見込）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者数：34 組</li> </ul>		
母と子の健康学習会	<p>小学校の保護者会等を対象に、子どもの正しい生活習慣等について、保健師の講話及び栄養士による調理体験学習を実施しています。</p> <p>【平成 18 年度実績（見込）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2 回：親子 20 組</li> </ul>	<p>次代を担う子ども達が、生涯にわたって健康に生きていくために「食」や「健康」についての知識を身に付け、理解を深め、自分自身で食を選択する力が必要であるとの認識のもと、教育委員会、各小学校及び関係団体との連携を図り、事業の実施を促進します。</p>	健康増進課
食育の推進	<p>児童生徒を対象に、給食時間、学級活動、教科指導及び総合的な学習の時間等で食育の指導を実施しています。</p> <p>また、保護者を対象に、朝食の大切さやバランスの良い食事のとり方等を、PTA 行事や給食試食会の際、栄養教諭・栄養職員・養護教諭等が連携し、食生活改善等の啓発活動を実施しています。</p> <p>【平成 18 年度実績（見込）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○食育の推進</li> <li>・小学校 10 校</li> <li>・中学校 4 校</li> </ul>	<p>成長期の子どもの食生活が、生涯にわたって健康に生きていく基礎となるため、学校内の食育指導だけでなく、家庭や地域社会と連携を図り、児童生徒に食や健康について興味・関心を持たせ、望ましい食習慣や健全な心身の育成に努めていきます。</p>	学校教育課



■主要課題（3）思春期保健対策の充実

【現状と課題】

近年思春期の心身の健康に関して、性感染症、喫煙・薬物使用などの問題が指摘されています。10歳代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性に関する正しい知識のかん養と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが必要です。

また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の確保及び地域における相談体制の充実を進めることが必要となっています。

【施策の方向性】

①思春期保健に関する意識の涵養

事業名	事業概要	目標	担当課
薬物乱用防止教育等	各小中学校において、喫煙や薬物乱用防止教育等を実施しています。特に、小学校では、たばこの害についての教育、中学校では、喫煙による害や薬物乱用（シンナー等）防止等についての教育及び研修会を関係機関との連携の基に実施しています。  【平成18年度実績(見込)】 ○薬物乱用防止教育等 ・小学校10校 ・中学校4校	今後も関係機関との連携を図るとともに、PTAとの合同研修会等の実施について検討を行い、継続して事業を実施します。	学校教育課
性教育	豊かな人間性と正しい性の知識や意識を身につけることを目的として、各小中学校においては、思春期特有の心身の悩み、不安、性についての相談や指導を実施しています。  【平成18年度実績(見込)】 ○性教育 ・小学校10校 ・中学校4校	今後も関係機関との連携を図り、必要に応じて保護者等も含め、継続して事業を実施します。	学校教育課

■主要課題（4）小児医療の充実

【現状と課題】

安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境をつくるためには、小児医療体制を充実させることが不可欠となります。

平成16年に旧宮田町、旧若宮町で実施した「次世代育成支援行動計画実態調査」では、行政に望む子育て支援施策として、安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備について半数以上の回答を得ており、その必要性が指摘されています。今後は、こうした住民の意見を考慮しながら小児医療体制の整備を進めていく必要があります。

【施策の方向性】

①小児医療体制の充実

事業名	事業概要	目標	担当課
小児医療及び小児救急医療サービスの提供	小児医療サービスについては、6医療機関で行われています。 休日・夜間の小児救急医療については、直鞍地区在宅当番医制や休日等急患センターにより小児救急医療サービスの提供が行われています。 ・市内の医療機関 小児科医院 2 医療機関 小児診療科目をもつ病院等 4 医療機関 ・小児救急医療体制 在宅当番医制 休日等急患センター	医師会と連携を図って、小児救急医療サービスの充実の促進に努めます。	健康増進課

②小児医療に関する経済的支援の充実

事業名	事業概要	目標	担当課
乳幼児医療費の支給等	就学前児童の医療に係る自己負担分相当額を助成する、乳幼児医療費支給事業を実施しています。	今後も継続して事業を実施します。	市民生活課

### 基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### ■主要課題（1）次代の親の育成

##### 【現状と課題】

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の基に取り組むこととされていることから、今後は、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義・意識づくりに関する教育・広報・啓発を推進し、各分野が連携しつつ効果的な取り組みを推進することが必要となっています。

特に、中学生、高校生等次代の親となる世代が子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取り組みを推進することが重要となります。

##### 【施策の方向性】

#### ①世代間交流の促進

事業名	事業概要	目標	担当課
職場体験学習	<p>中学校の生徒が、社会人としての厳しい生き方を学ぶとともに、健全な基本的な生活習慣や態度を身につけるため、職場体験学習を実施しています。また、幼稚園や保育所において、子育てや家庭の大切さなどを学ぶため、園児たちとのふれあい事業を実施しています。</p> <p>【平成 18 年度実績(見込)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職場体験学習</li> <li>・ 中学校 4 校</li> </ul>	<p>今後も関係機関との連携を図りながら、継続して事業を実施します。</p>	学校教育課

## ■主要課題（２）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

### 【現状と課題】

次代の担い手である子どもが個性豊かに「生きる力」を伸ばしていくためには、確かな学力の向上、豊かな心の育成と健やかな体の育成を進めていくための指導方法や学習内容の検討と、地域の実態を踏まえたうえで、様々な人的資源・社会資源を活かした教育活動の展開が必要となります。

また、児童生徒が安心して教育を受けることができる環境の整備や、各学校が家庭や地域の関係機関・関係団体と連携した取り組みが重要となります。

### 【施策の方向性】

#### ①確かな学力の向上

事業名	事業概要	目標	担当課
少人数授業や習熟度別授業	各小中学校において、児童生徒にきめ細かな指導を行うため、指導方法工夫改善加配教員等を活用し、国語や算数〈数学〉等の教科指導、少人数授業、習熟度別授業、ティーム・ティーチング授業等を実施しています。  【平成 18 年度実績(見込)】 ○学力向上の授業 ・小学校 10 校 ・中学校 4 校	今後も継続して事業を実施するため、指導方法工夫改善加配教員の確保に努めるとともに、少人数授業等の充実に努め、児童生徒の学力向上を推進します。	学校教育課
学力向上プロジェクトE	児童生徒の学力向上を図るために「学力向上プロジェクトE」を組織し、その組織を中心に、児童生徒を対象とした「サタデー・ピア・スクール」、「サマー・スクール」を開催しています。 また、教職員を対象に「教育講演会」等を実施しています。  【平成 18 年度実績(見込)】 ○学力向上プロジェクトE 会議：4 回 ○サタデー・ピア・スクール（第 2・第 4 土曜日） ・小学生（15 回） ○ サマー・スクール ・小学校（3 地区 8 回） ・中学校（各中学校 10 回） ○教育講演会（1 回）	今後も継続して事業を実施するため、学力向上教科指導員や学生スタッフなどの人材を確保し、サタデー・ピア・スクール及びサマー・スクール等の事業を推進します。	学校教育課



事業名	事業概要	目標	担当課
総合的な学習の時間	<p>小中学校の児童生徒が自ら学び自ら考える力を育成するため、総合的な学習の時間の中で、国際理解教育、情報教育、福祉に関する教育、ボランティア活動、職場体験学習等を実施しています。</p> <p>【平成 18 年度実績(見込)】 ○総合的な学習の時間活動 ・小学校 10 校 ・中学校 4 校</p>	<p>今後も継続して事業を実施します。</p> <p>事業内容については、総合的な学習の時間を活用して、体験学習や調査・研究学習等について、各小中学校の創意・工夫による学習内容の充実に努めます。</p>	学校教育課

### ②豊かな心の育成

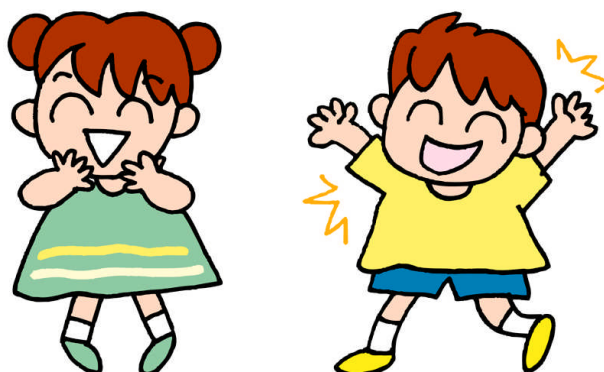
事業名	事業概要	目標	担当課
人権・同和教育	<p>各小中学校の教育指導計画に基づき副読本等の教材を活用して、児童生徒の発達段階に応じた人権教育や道徳教育を実施するとともに、中学校区ごとに公開授業を実施しています。</p> <p>【平成 18 年度実績(見込)】 ○中学校校区事業 ・小学校 10 校 ・中学校 4 校</p>	<p>今後も児童生徒の人権意識の高揚を図るために、人権教育や道徳教育の教材内容や公開授業等についての検討を行い、人権・同和教育の充実に努めます。</p>	学校教育課

### ③相談事業の推進

事業名	事業概要	目標	担当課
教育相談事業	<p>スクールカウンセラー及び教育相談員を活用し、児童生徒及び保護者、教職員に対し、不登校やいじめ問題等についての教育相談事業を関係機関と連携を図りながら実施しています。</p> <p>【平成 18 年度実績(見込)】 ○スクールカウンセラー事業 ・中学校 4 校 ○教育相談事業 ・小学校 10 校 ・中学校 4 校 ○スクーリング・サポート・ネットワーク事業 ・小学校 10 校 ・中学校 4 校</p>	<p>今後も保護者や関係機関等との連携、教育相談体制の強化、サポート教室等により、児童生徒の不登校・いじめ問題等の解決に向けて取り組みます。</p>	学校教育課

④幼児教育の充実

事業名	事業概要	目標	担当課
幼児教育の充実	各幼稚園の年間指導計画に基づき、園児一人ひとりの発達状況に応じた教育目標を立てながら、幼児教育を実施しています	今後も継続して事業を実施するとともに、3年保育、預かり保育の実施を検討します。 また、総合施設（認定こども園）整備計画を策定し、計画的に施設整備を行い、就学前教育の充実を図ります。	学校教育課 人権福祉課



## ■主要課題（3）家庭や地域の教育力の向上

### 【現状と課題】

子どもを育てるにあたり、家庭や学校のみにとどまらず、これらが地域社会全体と連携をとりながら、様々な人的資源や社会資源等を活かしながら育てていくという視点が重要になっています。こうした教育環境を整備していくためには、家庭教育についてはすべての教育の出発点であるという認識のもと、学習機会の提供や様々な情報提供を、地域に対しては住民と関係機関の協力により地域の教育資源を活用した多様な体験活動の機会充実、世代間交流、スポーツ環境の整備などを進めていくことで、地域の教育力を向上させていくことが必要です。

### 【施策の方向性】

#### ①家庭教育への支援

事業名	事業概要	目標	担当課
家庭教育推進事業	就学時検診等を活用した、子育て講座の実施、乳幼児をもつ親が自由に集まる「子育てサークル」を対象にリフレッシュ講座、食育講座などを実施しています。 【平成18年度実績（見込）】 ○講座開設数：12講座 ・小学校対象：8講座 ・幼稚園対象：2講座 ・子育てサークル：2講座	継続して事業を実施して行きます。内容については、現状の講演方式だけでなく、参加者の積極的な参加意識を重視し、参加者相互の討論等に力点をさせていただきます。	社会教育課

#### ②地域の教育力の向上

事業名	事業概要	目標	担当課
自然体験学習等の事業	野営訓練所などの公共施設を活用して、自然体験学習、宿泊訓練学習等を実施するとともに、社会教育事業への参加を促進しています。 【平成18年度実績（見込）】 ○自然体験学習 ・小学校10校 ・中学校4校 ○宿泊体験学習 ・小学校10校 ・中学校4校	今後も関係機関と連携を図り、児童生徒が幅広い体験学習等ができるよう学習内容を検討しながら、継続して事業を実施します。	学校教育課
スポーツ少年団等の育成	スポーツ少年団をはじめとする、青少年スポーツの振興を図るため、その活動に対して支援を行うものです。	今後も継続して実施して行きます。	社会教育課

②地域の教育力の向上

事業名	事業概要	目標	担当課
<p>学校・家庭・地域との連携事業</p>	<p>各小中学校において、PTAとの連携を図り、保護者を対象とした講座や講演会、親子ふれあい研修会等を実施するとともに、児童生徒の生活アンケート調査を実施しています。</p> <p>また、地域の高齢者、自治会長等へ特別活動などの学校行事への参加要請をしながら地域との連携を図っている。</p> <p><b>【平成 18 年度実績(見込)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○成人教育講座、講演会                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校 10 校</li> <li>・中学校 4 校</li> </ul> </li> <li>○親子ふれあい研修・活動                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校 10 校</li> <li>・中学校 4 校</li> </ul> </li> <li>○生活アンケート調査                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校 10 校</li> <li>・中学校 4 校</li> </ul> </li> <li>○収穫祭・もちつき大会                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校 5 校</li> </ul> </li> </ul>	<p>今後も継続して事業を実施します。内容については、保護者をはじめ、地域の関係者との連携を図ります。</p> <p>また、講演会や研修会の充実に努めるとともに、児童生徒の生活アンケート調査結果について、学校通信、学級通信等を活用しながら、家庭教育の重要性について保護者へ周知するよう努めていきます。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>各種スポーツ教室・大会</p>	<p>スポーツを通して基礎体力づくり・スポーツをする喜び・スポーツの楽しさ・親子のふれあい・友達づくり・地域とのつながり等、心身ともに健康で礼儀正しい青少年の健全育成に寄与するものです。</p> <p><b>【平成 18 年度実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビーチボールバレー大会</li> <li>・ドッジビー大会</li> <li>・親子カヌー教室</li> <li>・子ども水泳教室</li> <li>・親子キックベースボール大会</li> <li>・スポーツフェスタ</li> </ul>	<p>今後も継続して実施していきます。</p>	<p>社会教育課</p>

## ■主要課題（4）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

### 【現状と課題】

街中の書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性・暴力等の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけることが必要となっています。

### 【施策の方向性】

#### ①環境浄化の促進

事業名	事業概要	目標	担当課
県下一斉立入調査	福岡県青少年健全育成条例に基づき、青少年に有害な図書や刃物を販売する事業所に対して立ち入り調査を実施します。	県の条例に基づき事業を実施していきます。	社会教育課

## 基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

### ■主要課題（1）良好な住宅の確保

#### 【現状と課題】

子育てに対する居住環境からの支援として、子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取り組みを推進することが必要です。また、公共賃貸住宅においては、子育て期にある多子世帯等がゆとりある住宅に入居できるよう、市ホームページで空家情報バンク等不動産情報の提供を行っています。

宮若市では、平成20年度に市域全部の住宅に関する住まいづくり、まちづくりの方向性を明確化させるため「宮若市住宅マスタープラン」を策定する予定です。

#### 【施策の方向性】

##### ①ファミリー世帯向け賃貸住宅の供給

事業名	事業概要	目標	担当課
特定優良賃貸住宅※の制度の検討	平成20年度に策定を予定している「宮若市住宅マスタープラン」の中で、関連する住宅政策の方向性を示します。	中堅所得者層の世帯のために、特定優良賃貸住宅などの制度の活用を検討します。	建築都市課

#### ※特定優良賃貸住宅

民間の土地所有者等が建設する良質な賃貸住宅を公的賃貸住宅として活用すること等により、主として中堅所得者に対して供給する良質な賃貸住宅。

##### ②子育て世帯が安心して暮らせる住環境の形成

事業名	事業概要	目標	担当課
市営住宅における型別供給の推進	平成20年度に策定を予定している「宮若市住宅マスタープラン」の中で、関連する住宅政策の方向性を示します。	現在整備されている市営住宅においては60～70㎡の住戸面積の住宅が大部分を占めています。今後進行する高齢社会を考慮すると、単身世帯や夫婦のみ世帯向けの住戸の供給が必要となってきます。また多様な世代によるソーシャルミックス※について検討します。	建築都市課

※ソーシャルミックス：年齢や所得が単一な地域社会が構成されないよう、年齢や身体状況、所得階層等異なる世帯が集まり住めるよう計画的に多様な世帯を混在させること。

## ■主要課題（2）良好な居住環境の確保

### 【現状と課題】

子育て家庭に対する環境面での支援として、公共賃貸住宅の整備や市街地再開発事業において、地域の実情等を踏まえつつ、保育所等の子育て支援施設を一体的に整備することが必要です。

また、職住近接型の市街地住宅の供給と良好な住宅市街地の総合的な整備などにより、利便性の高い都心等での居住を希望する子育て世帯のニーズへの対応を図ることが望まれます。さらに、室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス\*対策を推進することが必要となります。

\*シックハウス：住宅を高気密化することや、化学物質を放つ建材、内装材を使用することにより、新築や改築後の住宅などで、化学物質による室内空気汚染などがあり、居住者に様々な体調不良が生じること。

### 【施策の方向性】

#### ①子どもが安全に、元気に暮らせる住環境づくり

事業名	事業概要	目標	担当課
公園等の遊び場の整備	現在宮若市には公園が少なく市民が安全に遊ぶ場所が不足しています。	現在整備中であります多目的運動公園の早期完了を図るとともに子供が安全に元気に暮らせる住環境づくり、広場や遊び場の整備を推進します。	社会教育課 建設課 人権福祉課

## ■主要課題（3）安全な道路交通環境の整備

### 【現状と課題】

子ども、子ども連れの親等が安心・安全に通行することができる道路交通環境を整備するため、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化、死傷事故発生割合が高い場所において、歩道、ハンプ\*、クランク\*等の整備を重点的に実施し、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進することが必要です。

\*ハンプ：舗装を部分的に盛り上げて（切り下げる場合もある）運転者に通過時のショックや、事前の視認による速度低下を促す。

\*クランク：車道をジグザグの形状とすることで蛇行運転を強い、速度を低下させる。

### 【施策の方向性】

#### ①道路・交通網の整備

事業名	事業概要	目標	担当課
生活道路の整備	市道は総延長 495km ですが、平均幅員 5.5m 以上の路線が 160km と全市道の 33% であり道路拡幅などの整備を計画的行うものであります。	日常生活の基盤となる生活道路の利便性・安全性を高め、歩道の整備等も検討しながら子どもや高齢者にやさしい道路整備を推進するとともに、地域住民の道路愛護思想の普及に努めます。	建設課

■主要課題（４）安心して外出できる環境の整備

【現状と課題】

誰もが安心して外出できる環境を整えるため、公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー\*化、妊産婦、乳幼児連れの方等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進することが必要です。

※バリアフリー

「障壁のない」の意。建物や道路などの設計で、段差や仕切りをなくすなど、高齢者や障害者に配慮をすること。

【施策の方向性】

①バリアフリーのまちづくり

事業名	事業概要	目標	担当課
歩道等の確保	すべての市民が安全且つ快適に外出できるよう、道路整備とあわせて歩行空間の確保を計画的に推進していきます。	道路整備にあたっては今後とも歩道の確保を努めます。	建設課
路上障害物の除去	すべての市民が安全且つ快適に外出できるよう、道路整備にあわせて歩行空間の確保を計画的に推進していきます。	安全に通行できるよう、路上の看板等、障害物の除去に努めます。	建設課
歩道の段差解消	すべての市民が安全且つ快適に外出できるよう、道路整備にあわせて歩行空間の確保を計画的に推進していきます。	安全で自由な通行ができるよう今後とも新設、改修を行う場合は積極的にバリアフリー化の導入を推進していきます。	建設課
公共施設のバリアフリー化の促進	すべての市民が安全且つ快適に外出できるよう、道路整備にあわせて歩行空間の確保を計画的に推進していきます。	公共施設等の各施設のバリアフリー化に努めます。	建設課 総務課 社会教育課 学校教育課 健康増進課 人権福祉課



## ■主要課題（5）安全・安心まちづくりの推進等

## 【現状と課題】

子どもの安全を守り、犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について配慮した環境設計を行うことが必要になります。

## 【施策の方向性】

## ①防犯に関する施設整備

事業名	事業概要	目標	担当課
防犯灯の普及	各自治会からの設置要望に対して一定の基準で補助金を交付しています。	防犯灯の設置については、行財政改革において補助金・交付金の見直しが検討されており、限られた予算の範囲内での計画的な設置を推進します。	総務課



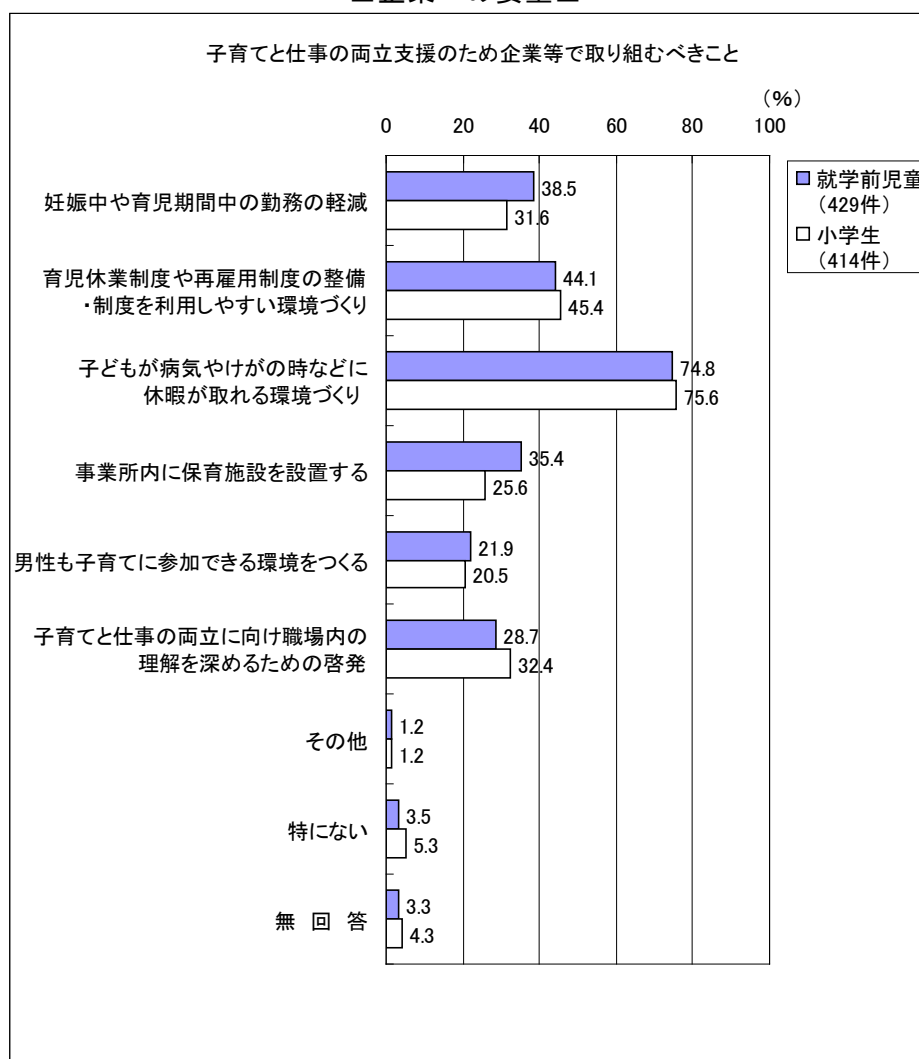
## 基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

### ■主要課題（1）多様な働き方の実現及び男女が協力しあう働き方の見直し等

#### 【現状と課題】

男女共同参画社会の実現に関する観点からも、今後は男女が協力しあいながら、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、働き方の見直しを進めることが必要です。また、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等、働きやすい環境を阻害する慣行その他の諸要因を解消することが必要です。このため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進することが必要です。

#### ■企業への要望■



資料：平成16年宮田町次世代育成支援行動計画実態調査

## 【施策の方向性】

## ①「宮若市男女共同参画基本計画」の策定

事業名	事業概要	目標	担当課
「宮若市男女共同参画基本計画」の策定	「男女共同参画基本法」では、市町村に対して、男女共同参画基本法に基づき、市町村に対して、男女共同参画社会の実現に向けた基本方針等を示した基本計画を策定するよう求めており、宮若市における基本計画の策定と基本計画に基づく男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進する事業。	目標事務事業量の達成に向け、整備を進めていきます。 また、市内の条件整備として市役所内におけるワーキングチームや連絡会議の設置、市内女性団体の実態把握調査、女性団体連絡協議会設立などを行い、男女共同参画社会の実現に向けた基本計画の策定の条件整備を図っていきます。	人権福祉課

## ②啓発活動の推進

事業名	事業概要	目標	担当課
啓発の推進	男女共同参画社会の実現を図るため、広報紙等を活用した啓発活動や、男女共同参画社会をテーマとした講演会の開催、市職員、市民の意識調査等を実施する事業。	広報紙を活用した啓発活動や男女共同参画社会をテーマとした講演会の開催、福岡県女性総合センター（あすばる）や各女性団体との連携による啓発・学習活動等を推進します。	人権福祉課

<b>基本目標6</b>	<b>子ども等の安全の確保</b>
--------------	-------------------

■主要課題（1）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【現状と課題】

子どもの安全を確保する観点から、子どもを交通事故から守るため警察、保育所、学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

【施策の方向性】

①交通安全に関する啓発活動の推進

事業名	事業概要	目標	担当課
広報等による啓発活動	市広報による各交通安全運動期間中の重点的取組事項の周知や市内関係機関、団体等へのチラシの配布及びポスター掲示を行っています。	住民の交通モラル・マナーの向上を図るため、春夏秋冬の交通安全運動期間を中心に家庭、職域、地域、学校等それぞれに応じた効果的な広報を行うなど、広報活動の充実強化に努めます。	総務課
春・夏・秋・年末の交通安全県民運動時の街頭啓発	市内関係機関、団体等により、市内主要交差点において、児童生徒の登校時間帯に街頭指導を行っています。	交通事故の抑止を目的とした活動を市民総ぐるみの運動として、宮若市交通安全対策協議会を中心に組織的、継続的に展開するとともに活性化に努めます。	総務課
交通安全物品の配布	宮若交通安全協会に、あらゆる場での配布を依頼しています。	子どもの交通事故実態に応じた具体的指導を行いながら、反射材の活用等、交通安全用品の普及に努めます。	総務課

③関係団体との連携

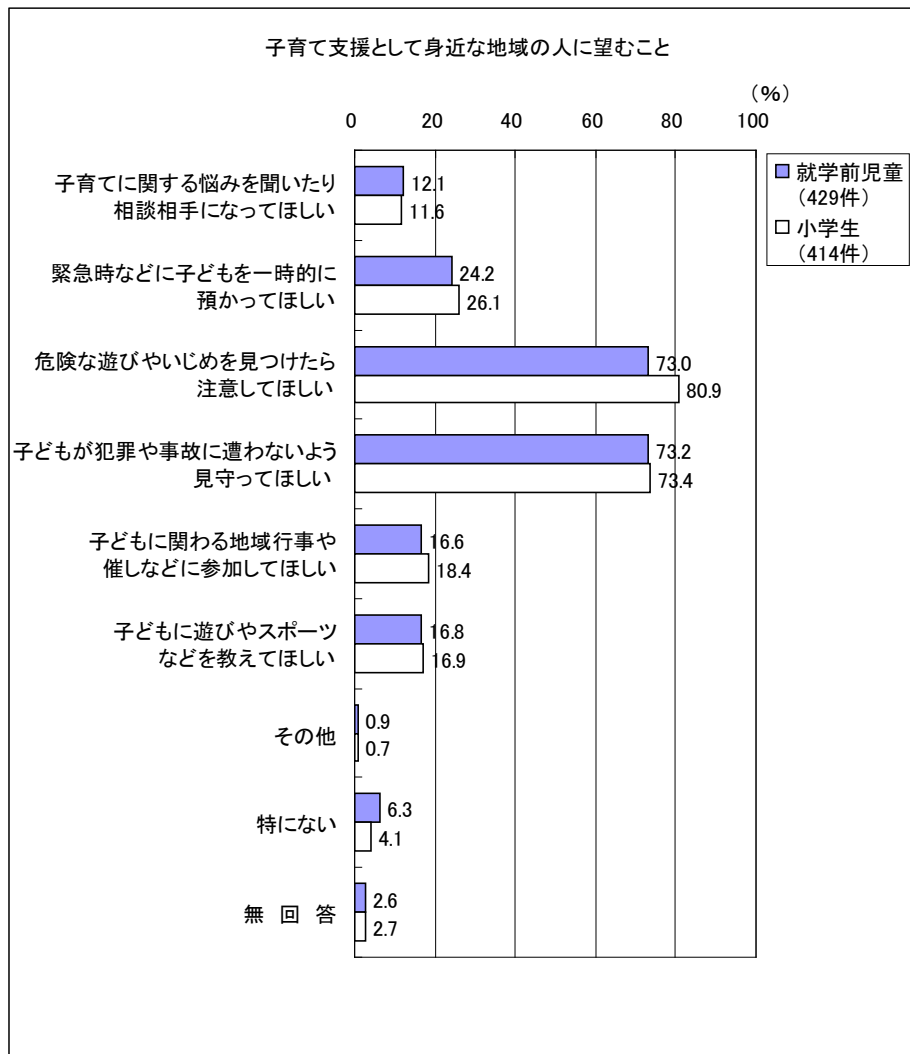
事業名	事業概要	目標	担当課
交通安全協会など関係団体と連携の強化・協力の推進	春・秋の交通安全運動実施前に市内約30の機関、団体等による宮若市交通安全対策協議会を開催し、期間中の各機関、団体の取組みについて協議を行うほか、各交通安全諸行事の実施及び参加を行っています。	今後も交通安全の充実を図るため、啓発・教育・相談活動、関係団体との連携・協力の推進に努めます。	総務課

■主要課題（2）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現状と課題】

子どもが被害者となる犯罪が増加している現在、こうした犯罪等の被害から子どもを守るために、住民の自主防犯行動を促進するための情報提供の推進、関係機関・団体との連携、防犯講習の実施、「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動の支援が必要となります。

■地域の人に望むこと■



資料：平成16年宮田町次世代育成支援行動計画実態調査

## 【施策の方向性】

## ①安全指導・啓発の実施

事業名	事業概要	目標	担当課
広報等による啓発活動	身近な犯罪を捉えて広報等による周知、啓発を行っています。	今後も防犯対策の充実を図るため、啓発・教育・相談活動の推進に努めます。	総務課
防犯パトロールの実施	児童生徒の下校時間帯に合わせ、市内の小中学校区内を防犯パトロール車で巡回しています。	「声かけ」「つきまとい」「連れ去り」等、不審な行動から児童生徒を守るため、今後も、平日に毎日防犯パトロールを行い、児童生徒の安全の推進に努めます。また、関係機関と連携し、不審情報等を共有し効果的な活動の推進に努めます。	総務課

## ②非行防止活動の推進

事業名	事業概要	目標	担当課
街頭指導事業	7月の「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」に伴い、地域における青少年の健全育成及び非行防止のため、地域が一体となって実施しています。 【平成18年度実績（見込）】 ・宮若納涼花火大会街頭指導 ・若宮八幡宮放生会街頭指導	増加する青少年の非行防止のため、継続して実施します。	社会教育課

## ③関係団体との連携促進

事業名	事業概要	目標	担当課
関係団体との連携の強化・協力の推進	警察署などの関係機関や防犯協会など関係団体との連携の強化・協力を推進すると共に地域住民に対する自主防犯活動の促進を行っています。	行政、警察、住民が児童生徒に悪影響を及ぼす登下校時や生活空間での「声かけ」「つきまとい」「連れ去り」等、市全体の問題として捉え、解決していくため家庭、学校、地域等との連絡、連携に努めます。	総務課

■主要課題（3）被害に遭った子どもの保護の推進

【現状と課題】

子どもを巻き込む犯罪や、いじめ、児童虐待等の防止と併せ、被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要です。

【施策の方向性】

①不登校・いじめ問題等の解消

事業名	事業概要	目標	担当課
不登校・いじめ問題等の解消	<p>スクールカウンセラー及び教育相談員を活用し、児童生徒及び保護者、教職員に対して、不登校やいじめ問題等についての教育相談事業を関係機関との連携のもとに実施しています。</p> <p>【平成18年度実績(見込)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○スクールカウンセラー事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校4校</li> </ul> </li> <li>○教育相談事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校10校</li> <li>・中学校4校</li> </ul> </li> <li>○スクーリング・サポート・ネットワーク事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校10校</li> <li>・中学校4校</li> </ul> </li> </ul>	<p>今後も保護者や関係機関等との連携、教育相談体制の強化、サポート教室等により、児童生徒の不登校・いじめ問題等の解決に向けて取り組みます。</p>	学校教育課



## 基本目標 7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

### ■主要課題（1）児童虐待防止対策の充実

#### 【現状と課題】

近年、児童虐待による被害が増大する傾向が見られます。児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制の構築が不可欠です。

特に住民に最も身近な市町村における要保護児童対策地域協議会は、非行を含めた要保護児童問題の予防から児童の自立支援に至るまですべての段階で有効であり、関係行政機関等幅広い参加と、単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるような取り組みが期待されていることから、積極的な設置を働きかけることが必要です。

#### 【施策の方向性】

##### ①児童虐待防止に関する連携強化

事業名	事業概要	目標	担当課
相談受付	児童虐待については、現在個別に鞍手保健福祉環境事務所、田川児童相談所、市役所内関係課で連携を取りながら対応しています。	児童虐待等の関係機関との情報共有、迅速な対応のための連携を強化するため、関係機関による「要保護児童対策地域協議会」の設置を行います。	人権福祉課 健康増進課 学校教育課



## ■主要課題（２）ひとり親家庭等の自立支援の推進

### 【現状と課題】

離婚の増加等により母子家庭等が急増している中で、母子家庭等の児童の健全な育成を図るためには、母子及び寡婦福祉法\*や母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえて、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援について、地域の母子家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を検討していくことが必要です。

具体的には、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業及び保育所の入所に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、国の基本方針に則して、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定するなど母子自立支援員の配置を行い、母子家庭等の自立促進に対する支援を充実させることが必要です。

#### ※母子及び寡婦福祉法

母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。

### 【施策の方向性】

#### ①経済的支援の充実

事業名	事業概要	目標	担当課
保育料の減免	保育所入所児童については、所得に応じて保育料の減免を行っています。	母子家庭、父子家庭に市の支援事業等について情報提供を行い、現行の事業による支援を進めていきます。	人権福祉課
母子家庭自立支援教育訓練給付事業	母子家庭の母の自立促進を目的に、該当する教育訓練講座の受講費の一部を助成します。	今後も事業の実施を行い、母子家庭に対して情報提供を行い、現行の事業による支援を進めていきます。	人権福祉課
母子家庭高等職業訓練促進給付事業	資格取得のための養成機関に通う母子家庭の母に対して生活安定のための資金を助成します。	今後も事業の実施を行い、母子家庭に対して情報提供を行い、現行の事業による支援を進めていきます。	人権福祉課

#### ②相談体制の充実

事業名	事業概要	目標	担当課
相談受付	母子家庭等の自立に必要な情報提供や相談・指導を行います。	今後、母子自立支援員を配置し、支援を進めていきます。	人権福祉課

## ■主要課題（3）障害児施策の充実

### 【現状と課題】

障害を持つ子どもは、障害のない子どもとの交流が少ないなど成長過程において環境に恵まれない部分があり、その保護者については精神的、肉体的また経済的にも負担を感じている方も少なくありません。

障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取り組みを推進するとともに、障害児通園（デイサービス）事業を通じて保護者に対する育児相談を推進する等家族への支援も併せて行うことが必要です。

また、保育所や放課後健全育成事業における障害者の受け入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ることが必要です。

### 【施策の方向性】

#### ①障害児保育の推進

事業名	事業概要	目標	担当課
特別支援教育の事業	<p>障害のある児童生徒の障害の種類や程度に応じた適切な教育を行うために、特殊学級を設置して児童生徒一人ひとりの発達の状況等に応じた特別支援教育を実施しています。</p> <p>【平成18年度実績(見込)】 ○特殊学級設置校 ・小学校6校 7学級 ・中学校2校 3学級</p>	<p>今後も障害のある児童生徒のきめ細かな指導を行うため、継続して事業を実施します。 また、就学前の就学相談事業の充実を図ります。</p>	学校教育課
障害児保育事業	<p>市内保育所においては障害児の受け入れを行っています。また、第1保育所では、バリアフリー工事（玄関・トイレ）を行っているため、車イスの児童について受入可能であり、保育室も完備しています。</p>	<p>今後とも第1保育所において、障害児の受け入れを行います。</p>	人権福祉課
放課後健全育成事業での障害児受入	<p>市内学童保育所において、小学校1～6年生の学童入所要件を満たす障害児の受け入れを行っています。</p>	<p>今後も障害児の受け入れを行います。</p>	人権福祉課

## ②障害をもつ子ども及びその家庭に対する支援

事業名	事業概要	目標	担当課
介護給付 ・児童 デイサービス事業	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う事業です。	今後も継続して実施していきます。	健康増進課
自立支援医療 ・精神通院医療 ・育成医療	指定の医療機関で該当する障害に関する医療を受けた場合、医療費の1割が原則として自己負担となります。ただし、所得に応じて上限が決められています。申請窓口については、次のとおりです。 精神通院医療 → 市 育成医療 → 県	今後も継続して実施していきます。	健康増進課
補装具	身体の障害を補うための義肢、装具などの補装具費（購入費、修理費）を支給する事業です。負担額は、原則1割ですが、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。支給決定は、障害児の保護者等の申請に基づき市が行います。	今後も継続して実施していきます。	健康増進課
地域生活支援事業 ・日常生活用具の給付又は貸与	障害児が日常生活を送る上で必要な生活用具を給付（貸与）する事業です。負担額は原則1割ですが、所得に応じた一定の負担上限が設定されます。給付決定は、障害児の保護者等からの申請に基づき市が行います。	今後も継続して実施していきます。	健康増進課

## 第3章 重点項目



## 1. 重点項目と整備目標一覧

特定 14 事業を中心とした重点項目と整備目標

事業名	平成 18 年度見込み	平成 21 年度目標
1. 通常保育事業	・利用児童数 430 人	・利用児童数 470 人
2. 延長保育事業	・実施か所 4 か所 ・利用児童数 37 人/日	・実施か所 4 か所 ・利用児童数 40 人/日
3. 休日保育事業	実施なし	・実施か所 1 か所 ・利用児童数 10 人/日
4. 放課後児童健全育成事業	・実施か所 6 か所 ・利用児童数 140 人	・実施か所 6 か所 ・利用児童数 180 人
5. 乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育)【派遣型】	実施なし	・実施回数 12 回/年
【施設型】	実施なし	・実施か所 2 か所 ・利用児童数 3 人/日
6. 一時保育事業	実施なし	・実施か所 3 か所 ・利用児童数 15 人/日
7. 子育て短期支援事業 (ショートステイ)	実施なし	・実施か所 1 か所 ・利用児童数 2 人/日
8. 地域子育て支援センター事業	実施なし	・実施か所 1 か所
9. つどいの広場事業	実施なし	・実施か所 1 か所

\*平成 19 年度より 8. 地域子育て支援センター事業と 9. つどいの広場事業は、「地域子育て支援拠点事業」となります。



## 2. 事業別の現状及び目標

### (1) 通常保育事業

保護者が日中就労等のために保育できない児童を認可保育所で保育する(保育時間:11時間)。

本市では、宮若市立第1保育所、第2保育所、第3保育所の3か所を運営し、私立福丸保育園1ヶ所に業務委託し、保育を実施しています。既存施設については、老朽化が進んでいいため、計画的な施設整備が必要となります。また、総合施設(認定子ども園)の建設計画を策定し、設置に向けて準備を行い、就学前教育及び保育所サービスの充実を図ります。

本市で実施している通常保育事業の現状と、平成16年に旧宮田町、旧若宮町で実施した「次世代育成支援行動計画実態調査」を基に算出した推計ニーズ量から、平成21年度の目標事業量は以下のように設定しました。

#### ○通常保育事業の目標事業量

平成18年度(見込) 利用児童数 430人		平成21年度 利用児童数 470人
-----------------------------	------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------


### (2) 延長保育事業

認可保育所において、通常保育の前後に時間を延長して保育を行う。  
(延長時間:30分~1時間)。

保護者の勤務等の都合により、18時までの迎えが困難な世帯を対象に、公立保育所にて通常保育終了後18時から19時まで、私立保育所にて通常保育終了後18時15分から19時15分まで実施しており、いずれも常時2名の保育士で対応しています。平成18年度の実績では、一日平均で第1保育所9.3人、第2保育所1.0人、第3保育所1.6人、福丸保育所25人の利用がありました。現在1時間の延長となっていますが、さらに延長を望む方もあり、今後保育所との協議が必要となっています。

このような、本市で実施している延長保育事業の現状と、平成16年に旧宮田町、旧若宮町で実施した「次世代育成支援行動計画実態調査」を基に算出した推計ニーズ量から、平成21年度の目標事業量は以下のように設定しました。

#### ○延長保育事業の目標事業量

平成18年度(見込) (時間延長:19時まで) 実施か所 4か所 利用児童数 37人/日		平成21年度 (時間延長:19時まで) 実施か所 4か所 利用児童数 40人/日
-------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------

### (3) 休日保育事業

日曜日・祝日に、保護者が就労等のために日中保育できない児童を認可保育所で保育する。

休日保育事業については、現在本市では実施していません。

平成 16 年に旧宮田町、旧若宮町で実施した「次世代育成支援行動計画実態調査」を基に算出した推計ニーズ量から、平成 21 年度の目標事業量は以下のように設定しました。

#### ○休日保育事業の目標事業量

平成 18 年度 (見込)		平成 21 年度
実施か所 0 か所	➡	実施か所 1 か所 利用児童数 10 人/日

### (4) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)

保護者が日中就労等のために家庭にいない小学生 (主に低学年) に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等において、適切な遊びと生活の場を与える。

本市では宮若市社会福祉協議会に 5 ヶ所 (平日は放課後から午後 6 時まで、土曜日及び長期休業中は午前 8 時から午後 6 時まで)、若宮学童保育所保護者会に 1 カ所 (平日は午後 2 時 30 分から午後 6 時 30 分まで、土曜日及び長期休業中は午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分まで) の学童保育所の運営を委託して事業を実施しています。今後は、学童保育所の運営を保護者会へ委託し、教育委員会と協議を行いながら、計画的に施設整備を行う必要があります。

このような現状と、平成 16 年に旧宮田町、旧若宮町で実施した「次世代育成支援行動計画実態調査」を基に算出した推計ニーズ量から、平成 21 年度の目標事業量は以下のように設定しました。

#### ○放課後児童健全育成事業の目標事業量

平成 18 年度 (見込)		平成 21 年度
実施か所 6 か所 利用児童数 140 人	➡	実施か所 6 か所 利用児童数 180 人



(5) 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）

- 【派遣型】 保育士や看護師等が、病気回復期にある児童の家庭を訪問し、保護者にかわって保育を行う。
- 【施設型】 病気回復期にある児童を保育所・病院等において保育する。

乳幼児健康支援一時預かり事業については、現在本市では実施していません。

平成 16 年に旧宮田町、旧若宮町で実施した「次世代育成支援行動計画実態調査」を基に算出した推計ニーズ量から、平成 21 年度の目標事業量は以下のように設定しました。

○乳幼児健康支援一時預かり事業の目標事業量

【派遣型】

平成 18 年度（見込）
実施なし



平成 21 年度
実施回数 12 回/年

【施設型】

平成 18 年度（見込）
実施か所 0 か所



平成 21 年度
実施か所 2 か所
利用児童数 3 人/日

(6) 一時保育事業

- 普段家庭において児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所で児童を保育する。

一時保育事業については、現在本市では実施していません。

平成 16 年に旧宮田町、旧若宮町で実施した「次世代育成支援行動計画実態調査」を基に算出した推計ニーズ量から、平成 21 年度の目標事業量は以下のように設定しました。

○一時保育事業の目標事業量

平成 18 年度（見込）
実施か所 0 か所



平成 21 年度
実施か所 3 か所
利用児童数 15 人/日

### (7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が病気になった場合等に、児童福祉施設等において短期間（1週間程度）児童を預かる。

子育て支援短期支援事業については、現在本市では実施していません。

平成 15 年度に実施した「宮田町次世代育成支援行動計画実態調査」を基に算出した推計ニーズ量から、平成 21 年度の目標事業量は以下のように設定しました。

#### ○子育て短期支援事業（ショートステイ）事業の目標事業量

平成 18 年度（見込）		平成 21 年度
実施か所 0 か所		実施か所 1 か所 利用児童数 2 人/日

### (8) 地域子育て支援センター事業、つどいの広場事業

地域子育て支援センター事業及びつどいの広場事業については、保護者の身近な相談窓口や交流の場としての機能に鑑み、利用希望状況も踏まえつつ、これらのいずれかを例えば中学校区単位に整備する等、住民の利用し易さを十分配慮して目標事業量を設定することが望ましいとされています。

現在本市ではいずれの事業も実施していませんが、今後のニーズを鑑み、子育て支援センター事業及びつどいの広場事業について、実施施設の検討を行い、それぞれ平成 21 年度までに 1 か所の設置を目標とします。



## 第4章 推進体制



本行動計画は、子育て支援の視点のもと広い分野にわたる内容になっているため、その推進にあたっては全庁的な体制のもとに取り組み、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検しつつ、その後の対策を実施することが必要となります。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第5項及び第9条第5項では、市町村及び都道府県は毎年少なくとも1回、市町村行動計画等に基づく措置の実施の状況を公表しなければならないこととされており、この計画の実施状況等を、広報紙等を通して住民に分かりやすく周知を図るとともに、住民の意見等を聴取しつつ、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることが必要です。

### 1. 施策の推進

本行動計画を効率的・総合的に推進するためには庁内全体での取り組みが必要となるため、個別の施策実施にあたっては、必要に応じて関係各課での連携・情報交換を行うこととします。また、実施状況の点検・評価及びその後の調整を図ることを目的として、年度ごとに庁内関係部局による調整会議及び住民を交えた行動計画地域協議会を設置し、進捗状況の確認等を行います。

### 2. 計画の実施状況の公表

上記行動計画地域協議会の中で確認・調整された結果については、市の広報紙及びホームページ等の媒体を通じて、広く住民に対する周知を図ります。また必要に応じて、この結果に対する意見の聴取を行うこととします。

### 3. 計画の見直し

この行動計画は、平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間とする旧宮田町の「宮田町次世代育成支援行動計画（前期計画）」と旧若宮町の「若宮町次世代育成支援行動計画（前期計画）」を一つにまとめた平成19年度から平成21年度までの「宮若市次世代育成支援行動計画（前期計画）」であり、市町村行動計画は5年ごとに策定されるものとされていることから、毎年の実施状況の点検の積み重ねや、住民の意見の聴取等を受け、後期計画については平成21年度までに必要な見直しを行い、平成22年度から26年度までの5年間を計画期間として策定を行います。



**関連資料**





# 次世代育成支援対策推進法

(平成 15 年法律第 120 号)

## 目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 行動計画
  - 第 1 節 行動計画策定指針 (第 7 条)
  - 第 2 節 市町村行動計画及び都道府県行動計画 (第 8 条—第 11 条)
  - 第 3 節 一般事業主行動計画 (第 12 条—第 18 条)
  - 第 4 節 特定事業主行動計画 (第 19 条)
  - 第 5 節 次世代育成支援対策推進センター (第 20 条)
- 第 3 章 次世代育成支援対策地域協議会 (第 21 条)
- 第 4 章 雑則 (第 22 条・第 23 条)
- 第 5 章 罰則 (第 24 条—第 27 条)
- 附則

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

### (基本理念)

第 3 条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

第 4 条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第 7 条第 1 項において「基本理念」という。）のっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第5条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第6条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

## 第2章 行動計画

### 第1節 行動計画策定指針

第7条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画並びに第12条第1項の一般事業主行動計画及び第19条第1項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- (2) 次世代育成支援対策の内容に関する事項
- (3) その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第2節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
  - (2) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 5 市町村は、毎年少なくとも1回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 6 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県行動計画)

第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
  - (2) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
  - (3) 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 5 都道府県は、毎年少なくとも1回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第10条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

- 2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する国の援助)

第 11 条 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第 3 節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第 12 条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が 300 人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のもの（第 16 条第 1 項及び第 2 項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

4 第 1 項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第 13 条 厚生労働大臣は、前条第 1 項又は第 3 項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第 14 条 前条の規定による認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第 15 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第 13 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

## (委託募集の特例等)

- 第 16 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定により設立された社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 5 条の 4、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 48 条の 3、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の 2 の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 2 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 2 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 17 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(一般事業主に対する国の援助)

第 18 条 国は、第 12 条第 1 項又は第 3 項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 第 4 節 特定事業主行動計画

第 19 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第 5 節 次世代育成支援対策推進センター

第 20 条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。）であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第 1 項の指定を取り消すことができる。

5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第 2 項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第 1 項の指定の手續その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

### 第3章 次世代育成支援対策地域協議会

第21条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

### 第4章 雑則

（主務大臣）

第22条 第7条第1項及び第3項から第5項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

- 2 第9条第4項及び第10条第2項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

（権限の委任）

第23条 第12条から第16条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

### 第5章 罰則

第24条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第2項の規定に違反した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第20条第5項の規定に違反した者



第 27 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 24 条、第 25 条又は前条第 1 号から第 3 号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条及び第 22 条第 1 項の規定は公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から、第 8 条から第 19 条まで、第 22 条第 2 項、第 23 条から第 25 条まで、第 26 条第 1 号から第 3 号まで及び第 27 条の規定は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(この法律の失効)

第 2 条 この法律は、平成 27 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第 20 条第 2 項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第 5 項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

第 3 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○宮若市次世代育成支援対策行動計画策定関係課係

部 名	課 名	係 名
総 務 部	総 務 課	防 災 安 全 係
〃	市 民 生 活 課	国 保 年 金 係
教 育 委 員 会	学 校 教 育 課	管 理 係
〃	〃	学 校 教 育 係
〃	社 会 教 育 課	社 会 教 育 ・ 公 民 館 係
〃	〃	ス ポ ー ツ 振 興 係
産 業 建 設 部	建 築 都 市 課	建 築 管 理 係
〃	建 設 課	維 持 係
〃	〃	建 設 係
民 生 部	健 康 増 進 課	障 害 者 福 祉 係
〃	〃	健 康 対 策 係
〃	人 権 福 祉 課	人 権 推 進 係
〃	〃	保 育 係
〃	〃	児 童 母 子 福 祉 係 (事 務 局)
若 宮 総 合 支 所	市 民 課	管 理 係
〃	〃	国 保 年 金 係
〃	〃	学 校 教 育 庶 務 係
〃	〃	公 民 館 係
〃	保 健 福 祉 課	人 権 推 進 係
〃	〃	健 康 対 策 係
〃	〃	福 祉 係 (事 務 局)

---

---

宮若市次世代育成支援行動計画

平成19年3月

発行 宮若市民生部人権福祉課  
〒823-0011 宮若市宮田 29 番地 1  
電話 0949-32-0517  
FAX 0949-32-9430  
<http://www.city.miyata.ig.jp/>

---

---